

短期大学機関別認証評価

自己評価書

平成18年6月

川崎市立看護短期大学

目 次

短期大学の現況及び特徴	1
目的	2
基準 1 短期大学の目的	3
基準 2 教育研究組織（実施体制）	7
基準 3 教員及び教育支援者	11
基準 4 学生の受入	17
基準 5 教育内容及び方法	23
基準 6 教育の成果	33
基準 7 学生支援等	39
基準 8 施設・設備	47
基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	51
基準 10 財務	59
基準 11 管理運営	63

I 短期大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 短期大学名 川崎市立看護短期大学
- (2) 所在地 川崎市幸区小倉1541-1
- (3) 学科等の構成
学科：看護学科
- (4) 学生数及び教員数（平成18年5月1日現在）
学生数：学科247人
教員数：30人

2 特徴

昭和38年12月、市民の健康保持と増進の役割を担う市立病院への期待や市内の看護師充足のため、看護専門学校は看護婦養成所の指定を受け、昭和39年4月には川崎市立高等看護学院(共学)を開学した。平成4年4月には川崎市立看護専門学校と改称された。一方、急速な高齢社会化の到来や保健・医療・福祉サービスへのニーズの高まりにより川崎市の21世紀の都市像や川崎新時代の創造を描く「川崎新時代2010プラン」の中で、本学の設立は次のように位置付けられた。すなわち、「生涯福祉都市づくり」の基本計画における、地域の特性に応じた適正なサービス供給体制の整備に関連して、市立病院の整備充実・医療技術者の確保、特に看護師の確保・資質の向上を図るため、市立の短期大学設立を検討する必要があるとされた。こうした背景の中、看護婦養成所、高等看護学院、看護専門学校(卒業生1,766人)を発展的に解消し、平成7年4月、1学年定員80人の川崎市唯一の公立短期大学として開学した。本学設置に至った主な理由は、全国と比較して市民一人あたりに提供されている看護サービス量が低かったこと、本市の老人保健計画では急速な高齢者人口比率の高まりに加えて要介護高齢者の増加の中で看護職の拡充が急務で、看護師養成人員増加が求められたこと、看護基礎教育の質的変換・向上が不可欠となり、教育課程で研究的態度の育成が必要とされたこと、さらに看護職間ネットワークのセンター的役割、職場の活性化を支援する教育機能を有し、地域の就業体制の整備につながる在職看護職の離職防止・定着率の向上などを目的とした高等教育機関が必要とされたことなどである。

本学は教育上の特色としては、人が本質的にもっているヒューマンケアリングの能力を科学論理的に発展させ、人間についての幅広い知識を土台とし、進歩し多様化する保健医療に応じて、専門家としての役割を果たすこと

ができる看護師を育成することを教育理念としており、大学の地域における役割を持たせたことである。

- (1) 幅広い視野と豊かな人間性の育成
- (2) 判断力と研究的態度を備えた看護実践者の育成
- (3) 国際化の対応
- (4) 地域に開かれた大学の実現

学生の出身地は、平成7年開学以降959人中、市内(及び県内)出身者は172人(374人)で構成比17.9%(38.96%)である。男女別では、卒業生でみると男性は合計30人で、平成12年度以降男性比率が増加傾向にある。平成18年度の在学学生247人中15人(6%)が男子学生である。本学開学以降、卒業生669人のうち166人を本市へ看護職として輩出している。平成9年度以降の進学者は4年生大学への編入、専攻科併せて84人である。

地域貢献や協力については、本学のもつ豊かな教育力、公立大学としての持続的なネットワークの構築、市内医療機関を実習医療施設として臨床と教育の統合的な実践の場づくりを進め、同時により良い看護の質の向上を目指す各種の研修、市民への医療保健の技術指導・啓発等の活動の中に、本学の理念の具象化を見ることが出来る。大学がもつ教育研究機能と、人材の活用を広域に行う趣旨を担い他大学への講師派遣やアドバイザー等の積極的な協力や支援を行っている。すなわち病態治療学、医学一般、産婦人科医用工学、統計学、看護教育研究計画演習、看護教員継続研修、看護教員養成コース等多様な展開を列記することができる。市内医療施設をはじめ臨地実習施設等における看護の質の向上をめざした研修指導等には、プリセプター研修、臨床看護研究、看護研究指導、臨地実習指導者研修フォローアップ研修、事例研究の進め方、院内教育事例研究、カリキュラムの検討等がある。高揚する市民の健康への関わりに対する技術指導として、ホームヘルパー2級養成講座、公的健康運動指導員資格認定、高齢者レジスタンス・トレーニング・プログラム等があり、研修指導者と市民が一体化し、健康をより身近なものとする試みは、社会福祉実習入門、市民健康づくり、子育て支援シンポジウムや公開講座で実施されている。公開講座は、開学以来毎年実施しており、「若い」、「健康生活」、「在宅看護」、「子どもと家族」、「生活習慣と運動」、「心」等、市民の健康に直結する日常生活の中でのタイムリーなテーマを創出・選択している。本校からの発信型公開講座として位置付けている。

II 目的

1. 本学の使命

川崎市立看護短期大学は、川崎市基本計画「生涯福祉都市づくり」の具体的展開の中で、看護職の養成増をはかり、併せて複雑多様化したヘルスニーズに柔軟に対応できるような看護基礎教育の内容を充実することから、川崎市立看護専門学校を発展的に解消し、新たに設立された。

この設置の趣旨を受けて、開学当初、教育研究活動の基本方針・教育理念として、「人が本質として持っているヒューマンケアリングの能力を科学的論理的に発展させ、人間についての幅広い知識を土台とし、進歩し多様化する保健医療にに応じて、看護専門家としての役割を果たすことができる看護婦を養成する」を掲げた。また教育目標として、(1)幅広い視野と豊かな人間性の育成、(2)判断力と研究的態度を備えた看護実践者の育成、(3)国際化への対応、(4)地域に開かれた大学の実現、の4項目を提示してきた(1 設置の趣旨、2 特に設置を必要とする理由、3 設置する学科の構成と教育研究上の特色：平成6年4月28日文部省提出の設置認可申請書)。

その後、改善へ向け平成12年度から教育課程の検討・見直しを開始し、また平成15年3月の厚生労働省・文部科学省の看護師等養成機関への勧告内容(社会における医療情勢の著しい変化に対応できる看護の実践に即した技術教育の充実)を踏まえ、平成17年4月から、本学は新たな目的、教育理念、教育目標を策定し、新教育課程による授業を開始した[平成16年度教育課程及び実習施設変更承認申請書関係書類]。

2. 目的

看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与し得る有能な人材を養成することを目的とする。

3. 教育理念

生命の尊厳と人間理解を基礎に、豊かな人間性を培い、思いやりの心と専門的知識に基づいた的確な判断力をもち、健康支援のための看護実践能力を有する人材を育成する。さらに、生涯にわたり専門性を追求し、保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる人材を育成する。

4. 教育目標

- ・人間を深く理解し尊重できる態度を養う。
- ・看護の対象となる人々の健康状態を、科学的根拠に基づいて的確にとらえ、必要な看護を判断できる能力を養う。
- ・それぞれの人の健康を支援する看護を実践できる能力を養う。
- ・保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる能力を養う。
- ・生涯にわたり専門性を追求できる基礎的能力を養う。

III 基準ごとの自己評価

基準 1 短期大学の目的

(1) 観点ごとの自己評価

観点 1-1-1 : 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到る状況】

川崎市唯一の公立看護系短期大学である本学の目的は、本学設置時に記された設置の趣旨(資料 1-1-1-1)を踏まえて、学則第 1 条に目的(資料 1-1-1-2)として定められ、開学以来、大学案内、HANDBOOK OF COLLEGE LIFE(学生便覧・シラバスの合冊；以下、学生ハンドブック)、年報などに明示されている。現在ではさらに本学ウェブサイト(学長メッセージ、大学案内)、自己点検・評価報告書などにも掲載し明示している。

設立時には教育研究活動の基本方針・教育理念、教育目標も同時に決定されたが、開学後、改善へ向け検討・見直しが行なわれた。文部科学省・厚生労働省から発信された勧告なども踏まえて、平成 17 年 4 月本学の教育理念(資料 1-1-1-3)・教育目標(資料 1-1-1-4)を新たなものに規定し、新しい教育課程による授業を開始した[平成 16 年度教育課程及び実習施設変更承認申請書関係書類](資料 1-1-1-5)。新しい教育理念・教育目標は大学案内、学生ハンドブック、ウェブサイトなどで明示している。

資料 1-1-1-1 *設置の趣旨 (参考資料 1-1 川崎市立看護短期大学設置認可申請書)

資料 1-1-1-2 *目的、設置目的 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(学則・第 1 条)」 p7、

参考資料 1-3 「大学案内 2007」 表紙裏、

参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006」 p1、

参考資料 1-5 「年報(平成 16 年度)」 p1、

参考資料 1-6 「ウェブサイト URL : www.kawasaki-nursing-c.ac.jp」、

参考資料 1-7 「自己点検・評価報告書(平成 13 年 12 月発行、平成 13・14 年度、平成 15・16 年度)」 p1)

資料 1-1-1-3 *教育理念 (参考資料 1-3 「大学案内 2007」 表紙裏、

参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006」 p1、

参考資料 1-6 「ウェブサイト」、

参考資料 1-7 「自己点検・評価報告書」 p1

資料 1-1-1-4 *教育目標 (参考資料 1-3 「大学案内 2007」 表紙裏、

参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006」 p1、

参考資料 1-6 「ウェブサイト」、 参考資料 1-7 「自己点検・評価報告書」 p1

資料 1-1-1-5 *平成 16 年度「教育課程及び実習施設変更承認申請書関係書類」 p4～p5

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、開学時より学則、大学案内、学生ハンドブック、年報などに記載されている。教育研究活動に関する基本方針・教育理念、教育目標は、上記に加えて自己点検・評価報告書や本学ウェブサイトなどにも記載されており明確に提示されている。また、開学以降の改善への取り組みや文部科学省・厚生労働省から発信された勧告などを踏まえて、平成 17 年 4 月からは新教育課程を実施している。これに対応した記載の変更は速やかに行われ、大学案内、学生ハンドブック、ウェブサイトなどで明示されている。なお、3 年間の教育課程終了時点での学生の到達像ないし到達目標に関して、具体的な評価表などを含め客観的で学生にも把握しやすい到達像を構築して学生に提示していく必要がある。

観点 1-1-2： 目的が学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものではないか。

【観点到係る状況】

教育理念として掲げている「専門的知識に基づく的確な判断力の修得や生涯にわたる専門性の追求」は、看護師として将来必要な能力の育成であることから、本学の目的は学校教育法第 69 条の 2 の規定、「深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成することを主な目的」とすることに対応しており逸脱するものではない。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的の中には上記の規定から逸脱するものは一切記載されていないと判断される。

観点 1-2-1： 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

教職員及び学生に対しては、毎年配布される学生ハンドブックの 1 ページ目に掲載している「本学の概要」の第 1 項目（設置目的）部分（資料 1-1-1-2）、及び大学案内の表紙裏に掲載している「学長の言葉」の冒頭部分に明示（参考資料 1-3）して周知を図っている。また、新学年度初めに新入生を含む全学生を対象に実施しているオリエンテーション時に、「学長のお話」・「学科長のお話」（各 15 分：全学年対象）、「教育理念・カリキュラムの概要について」（30 分：新入生対象）のセッションがあり、学長、学科長が直接、本学の目的等について講話している（資料 1-2-1-1）。教員に対しては新採用時に学科長から本学の目的・教育目標を説明している。必要に応じて実習施設や実習指導者にも大学案内を配布し周知を図っている。また実際に、卒業生の大部分（最近 3 年間平均：83%）が看護師として就職し第一線で活躍している事実（資料 1-2-1-2）は設置目的が周知された成果の一面と捉えることもできよう。

資料 1-2-1-1 *平成 18 年度オリエンテーション日程及び会場（配付資料）

資料 1-2-1-2 *本学の卒業生の進路状況（平成 18 年度進路相談配付資料）

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的の趣旨である、「質の高い、地域社会に貢献しうる看護師の養成を目指して教授研究を行う」は、構成員に対して入学時や新年度・新採用時などに紹介・説明されている。日常における学生の教育・就職活動などの実態から概ね周知されていると判断される。

観点 1-2-2： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到に係る状況】

学則第 1 条に規定されている本学の設置目的は、本学独自のウェブサイトで閲覧可能(参考資料 1-5)となっている。また、市内各高等学校長及びオープンキャンパス参加者・入学希望者へ配布する大学案内(参考資料 1-3)、年報(参考資料 1-6)並びに、自己点検・評価報告書(参考資料 1-7)にも教育理念・教育目標を含め記載されており、社会的に広く公表している。オープンキャンパスでは学科長・教務委員長が講話(資料 1-2-2-1)にて本学の概要(教育理念・目標を含む)、教育内容を説明している。

資料 1-2-2-1 *平成 17 年度川崎市立看護短期大学オープンキャンパス実施要項(平成 17 年度 7 月教授会資料)
--

【分析結果とその根拠理由】

本学のウェブサイト、大学案内、年報、自己点検・評価報告書などに掲載することにより、社会に対して広く公表している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

目的、教育理念、教育方針は、ウェブサイト、大学案内、学生ハンドブック、年報、自己点検・評価報告書、学長・学科長の講話などにより学内・外に周知・公表が図られている。

【改善を要する点】

目的、理念、教育方針の周知状況を把握するため、教職員、在学生をはじめとして、オープンキャンパス参加者、入学希望者などにアンケートなどで周知状況を確認するなど改善方法を検討していきたい。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学設置の目的「看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与し得る有能な人材を養成する」は、学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的である「深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」に対応しており、これから逸脱したものではないと判断される。本学の目的を受けた教育理念

と教育目標は、開学時に掲げたものを学内での改善へ向けた見直しや文部科学省・厚生労働省の勧告を踏まえて平成17年4月現行の、より明確化したものに改めた。これら目的、教育理念、教育目標は、教職員や学生に対しては学則、ウェブサイト、大学案内、学生ハンドブックなどに掲載し、適宜、学長の講話、学科長の説明などにより周知を図っている。また社会に対してはウェブサイト、大学案内、年報、自己点検・評価報告書などで広く公表している。今後は、これら本学の目的、教育理念、教育目標をどの程度把握しているか、学内・外の対象者にアンケート調査などを実施し具体的に確認していくことも検討すべきと考えている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの自己評価

観点 2-1-1： 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、川崎市立看護短期大学学則第 1 条「看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与し得る有能な人材を育成することを目的とする」（資料 1-1-1-2）と直接的に対応する看護学科で構成される単科の短期大学である（資料 2-1-1-1）。

資料 2-1-1-1 *組織図(参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(川崎市立看護短期大学組織)」 p1)

【分析結果とその根拠理由】

本学の学科構成は学則第 1 条に示される教育研究の目的を達成するためのものに対応しており適切なものである。

観点 2-1-2： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学設立時の教育課程の特徴として豊富な総合教養科目の設置（資料 2-1-2-1）が挙げられ、12 科目が準備されていた。さらに看護基礎科目の枠内に、哲学、経済学、法学、現代都市論など総合教養科目内容に関連する 12 科目が選択科目（このうち 2 科目 4 単位が必修）に配置され、開講年次は 2 科目が 2 年次、他は 1 年次であった。

平成 17 年度から開始した新教育課程では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の基礎科目・専門基礎科目・専門科目という枠組み内の基礎科目として必修 10 科目を含む 16 科目を設置した。すなわち新教育課程では、看護実践力育成の土台となる総合教養科目の学習内容の抽出並びに教育課程の見直しを行い、前述の総合教養科目・看護基礎科目に集中していた選択科目を削減する一方、科学的思考の素地作りを強化する基礎科目や看護専門科目の発展系としての基礎選択科目を充当した（資料 1-1-1-5）。科目編成に当たっては、基本的知識や看護学を学習する土台となる科目を早期に学習し、その上で看護専門科目の発展的学習として基礎科目の選択ができるよう、学習進度やバランスを考慮し、開講年次についても 1 年次から 3 年次の中に適切に配置した（資料 2-1-2-2）。

新教育課程における選択科目 6 科目中現時点で開講されている科目は 2 年次生の 2 科目のみで、その申請状況は資料(2-1-2-3)の通りである。

資料 2-1-2-1 *総合教養科目（参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(学則 別表第 1(第 8 条関係)」 p16～p18)

資料 2-1-2-2 *基礎科目（参考資料 1-2 川崎市立看護短期大学規程集(学則 別表第 1(第 8 条関係)新」 p18-2～p18-4)

資料 2-1-2-3 *履修人数一覧表(学務システム)

【分析結果とその根拠理由】

新教育課程は平成 19 年度が完成年度であり、移行期の現時点では、教養系科目のすべては開講されていない。しかるに看護実践力育成の土台となる総合教養科目の学習内容の抽出とそれに基づく教育課程の検討・再構築を行い、従来からの教育課程全体を見直して教養科目の適正な削減を含む新科目設定や開講年度の調整が進められており、本学の教養教育は適切に展開される方向で整備されてきていると判断される。同様に現在はまだ十分に機能しているか評価できる段階にはないが、これまでの開講科目数、学生の科目履修申請状況等からは、概ね機能しつつあると思われる。今後、引続き実態を客観的に把握しながら慎重に検証していく必要があると考えられる。

観点 2-1-3： 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-4： 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-5： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-2-1： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教育活動に係わる事項を含め短期大学の重要事項を審議するため、学則(資料 2-2-1-1)により教授会が置かれている。教授会は教授会規程に掲げる学科及び教育研究組織の制定・改廃、教員人事、予算、教育課程の編成・履修、学生の入・退・休学並びに卒業、厚生補導・身分等について審議し最高意思決定機関として平成 17 年度は 15 回開催されている(資料 2-2-1-2)。また、教育活動に係わる事項について、教授会の下部組織では、教務委員会が 18 回、実習調整委員会が 12 回、学生委員会が 12 回開催され、学長直属組織では企画運営会議が 12 回、実習施設連絡会議が 1 回、保健会議が 2 回開催され、各委員会会議の所掌事項・関連規則に基づいた検討内容は、必要に応じて教授会へ報告・議事提案されている(資料 2-2-1-3)。

各委員会・会議等の活動内容等は年度ごとに総括され、全教員に配布されて情報の共有化が図られている。また事案によってはお互いに連携をとりつつ活動し、適宜、学長・学科長に報告することで学内全体として調整を図り、円滑な活動に結びつけている。

- 資料 2-2-1-1 *教授会 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(学則・第 65 条)」 p13)
- 資料 2-2-1-2 *教授会審議事項 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(教授会規程・第 3 条)」 p77)
- 資料 2-2-1-3 *平成 17 年度教授会、教務委員会、実習調整委員会、学生委員会、企画運営会議、実習施設連絡会議、保健会議等の議題一覧及び開催状況(議事録)等(参考資料 2-1 平成 17 年度教授会、教務委員会、実習調整委員会、学生委員会、企画運営会議、実習施設連絡会議、保健会議等の議題一覧及び開催状況(議事録)等)

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に関わる重要事項を審議するための組織は、学則で教授会を最高意思決定機関として位置づけ、さらに関連する各委員会・会議が教授会を中心に配置されている。各委員会・会議はそれぞれの所掌事項・関連規則に基づき活動し、年度ごとの活動内容等の情報共有化など相互の連携も図られ、活発な活動が展開されている。

観点 2-2-2 : 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点到係る状況】

教育課程や教育方法等を検討する委員会組織として、教務委員会が配置されている(資料 2-1-1-1)。教務委員会の委員は、教授・助教授・講師から選出された教員 6 人、事務局職員 2 人の計 8 人で構成され(資料 2-2-2-1、2-2-2-2)、教授会の承認を受けている。委員会規程の所掌事項等を踏まえ、年間会議予定を作成する一方、教育課程や教育方法等に関連する所掌事項を含めて各項目別に委員の役割分担を決め、効率的・迅速な対応が可能な体制を敷き計画的な活動を展開している(資料 2-2-1-3、2-2-2-3)。委員会は、主に学則(第 3 章・第 4 章)および履修規程(資料 2-2-2-4、2-2-2-5)に則り、諸案件を審議・判断を行っている。検討課題によっては、適宜、関連委員会等との連携を図り必要な情報交換や協議などを進め、教務委員会としての最終的な判断を行った上で、企画運営会議や教授会へ諮っている。会議開催は、定例で毎月 1 回であるが、必要に応じて随時、臨時会議を開催し対応している。平成 16 年度は 15 回、平成 17 年度は 18 回開催している(資料 2-2-2-6、2-2-1-3)。

- 資料 2-2-2-1 *教務委員会委員 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(教授会規程内規①)」 p81)
- 資料 2-2-2-2 *教務委員会規程 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(教務委員会規程)」 p83～p84)
- 資料 2-2-2-3 *平成 17 年度教務委員会活動総括 (参考資料 2-1 「平成 17 年度教務委員会(議事録)」)
- 資料 2-2-2-4 *教育課程、履修方法 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(学則・第 3 章・第 4 章)」 p8～p11)
- 資料 2-2-2-5 *履修規程(参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(履修規程)」 p147～p155)
- 資料 2-2-2-6 *平成 16 年度教務委員会 (参考資料 1-5 「年報(平成 16 年度)」 p38～p41)

【分析結果とその根拠理由】

教育課程や教育方法等を検討する委員会組織として、教務委員会が配置され、関連会議・委員会との連携を含めて短期大学としての規則に則り、組織的な整備はなされてきている。平成 17 年度からの新教育課程の開始に伴い、従来の教育課程との移行措置など検討事項の発生に対し、他委員会等との連携をより密に図りつつ、その充実を目指した実質的・具体的な検討が進められている。特に、学生の教科履修に関する指導に関しては、教務委員会、学生委員会、実習調整委員会など複数の委員会活動が相互に関連しあっており、「学生の学び」の支援について活動を深めている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教養教育に関しては、本学の教育目標の 1 つである看護実践力育成の土台となる総合教養科目の学習内容の抽出とそれに基づく教育課程の検討が行われている。さらに、教育課程全体の見直しに基づく科目設定や開講年度の調整が行われ、教養教育が適切に行えるような配慮が十分なされている。

教授会等における教育活動に関わる重要事項の審議に必要な組織、規程等は整備され、活動が行われている。特に、学生の教科履修に関する指導に関しては、教務委員会、学生委員会、実習調整委員会など複数の委員会活動が相互に連携を図りながら活動が展開され、「学生の学び」の支援に向け機能している優れた点と考える。

【改善を要する点】

特になし。

(3) 基準 2 の自己評価の概要

本学の学科構成は学則第 1 条に示す教育研究の目的を達成するためのものに対応し適切なものとなっている。

平成 17 年度から新教育課程を開始しているが、教養系科目は、看護実践力育成の土台と位置づけ、学習内容の抽出並びに新たな構築作業の中、適正な科目設定・開講年度の検討が進められ、適切に展開される方向で整備されつつあると判断される。同様に現在はまだ十分に機能しているか評価できる段階にはないが、これまでの開講科目数、学生の科目履修申請状況等からは、概ね順調に動いていると思われる。

教授会等における教育活動に関わる重要事項を審議するための組織は、学則で教授会を最高意思決定機関と位置づけるとともに、教務委員会をはじめとして関連各委員会・会議等が配置されている。各委員会・会議はそれぞれの所掌事項・関連規則に基づき活動し、年度ごとの活動目標・内容等の情報を共有化するなど相互の連携も適宜とりつつ、効率的な展開を行っている。

教育課程や教育方法等を検討する委員会組織として、教務委員会が配置され、関連会議・委員会との連携を含めて短期大学としての規則に則り、組織的な整備はなされてきている。教育活動に関わる重要事項を審議する活動は、教務委員会を中心に行われ、教育課程や教育方法等の充実を目指した実質的な検討が展開されている。

特に、学生の教科履修に関する指導に関しては、教務委員会、学生委員会、実習調整委員会など複数の委員会活動が相互に関連しあっており、「学生の学び」の支援について活動を深めている。これらの取り組みの効果や評価を適切に行うために、幅広く継続的な分析が必要であり、絶えず教育内容や教育方法などについてあらゆる視点から客観的に検証していくことが大切であると考えられる。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの自己評価

観点3-1-1： 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は学校教育法、短期大学設置基準にのっとり条例(資料3-1-1-1)により設置され、設置目的に沿って、看護学科単科の短期大学として組織され職員組織も編成されている(資料2-1-1-1、資料3-1-1-2)。教員定数については本学所管の健康福祉局ならびに総務局の協議により、30人と規定され職務別定数は表1のとおりである。本学では基本的に学科目制を敷いているが、看護系教員については専門分野を尊重し、基礎・成人看護、精神看護、在宅看護、老年看護、母性看護、小児看護の6領域で構成している。その一方で領域を超えた教育的工夫もなされ全員で看護の基礎的教育科目にも関わる協力体制が組織的に意識され運営されている。

表1 川崎市立看護短期大学職位別定数

学長	教授	助教授	講師	助手	合計
1	6	9	5	9	30

資料3-1-1-1 *条例 (参考資料1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(条例)」p3)

資料3-1-1-2 *職員組織 (参考資料1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(学則・第43条)」p13)

【分析結果とその根拠理由】

学校教育法、短期大学設置基準にのっとり条例に基づいた学則により教員組織が置かれ、その職務別構成・定数は所管局との協議で明確に規定されていることから、教育課程を遂行するための適切な編成がなされていると判断する。

観点3-1-2： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

教育理念で謳う看護実践能力を養成するための教育プログラムを有し、その教育課程を遂行するため平成18年度は、学長1人、学科長1人、教員28人(教授5人、助教授7人、講師7人、助手9人)が確保されている。このうち看護専門科目を教授する専任の常勤教員が25人(講師以上16人、助手9人)で、基礎科目および専門基礎科目には専任教員が4人(教授2人：医学、統計学・情報学、助教授2人：倫理学・哲学、体力科学)確保されている。教員の有する資格で教育課程の遂行に関連するものとして、看護師25人、保健師6人(看護師と重複)、助産師3人(看護師と重複)、医師2人、臨床心理士1人(看護師と重複)等がある。

看護領域では基礎・成人看護領域は共通する部分が多いことから、2領域を併せて講師以上6人、助手4人を配置している。精神看護、在宅看護、老年看護、母性看護、小児看護の各領域は各々、講師以上2人、助手1人の常勤教員を確保している。その他、学外より非常勤講師22人、非常勤(看護実習)助手7人を確保している。非常勤講師には実習施設の川崎市立病院の協力の下、看護実践力強化に適切な講師の派遣が得られている。

表 平成18年度川崎市立看護短期大学教員構成人数

区分	学長	学科長	教授	助教授	講師	助手	計	非常勤講師	非常勤助手
基礎科目								6	
専門基礎科目	1		2	2			5	14	
専門科目		1	3	5	7	9	25	2	7
計	1	1	5	7	7	9	30	22	7

【分析結果とその根拠理由】

看護系の専門領域には、各領域の専門性を活かしつつ看護に共通する基礎的事項を含め必要な内容を教授するための専任の常勤教員が十分かつ適切に配置され、一方、基礎科目系の専任教員には、看護の学習の最も基礎となる医学、情報学・統計学、倫理学・哲学、体力科学等の専門家を配し、教育課程の遂行に必要な人員が確保されていると判断する。

観点3-1-3： 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

短期大学における専任教員（講師以上）数は、短期大学設置基準第22条(看護学関係)により240人定員である本学の場合は13人の専任教員が必要とされ、また短期大学設置基準では専任教員のうち教授のものが3割以上であることが必要基準とされる。しかるに本学では専任教員は21人で、このうち看護系の専任教員が16人確保され、また教授は7人(33.3%)配置されいずれも基準を満たしている。

また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第4条4号では看護師学校養成所の指定基準が規定されており、看護師の資格を有する専任教員8人以上が必要とされている。本学では看護系の専任教員16人（講師以上）及び助手9人全員の計25人が看護師免許を有している。さらに在宅看護学担当教員は3人全員が保健師免許を、母性看護学担当教員は3人全員が助産師免許を有している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、短期大学設置基準における専任教員（講師以上）の必要人数とともに、教授割合（3割以上）を十分に満たしている。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則についても十分にその指定基準を満たしているのみならず、より専門的な教育が可能な教員が確保されている。

観点3-1-4： 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、

年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。)が講じられているか。

【観点に係る状況】

看護師養成の教育機関という特性から男性教員6人に対して、女性教員が24人(82.8%)と多くなっているが、看護専門科目を含めて性別を問わず全て公募制を採り入れ教員組織の活性化を図っている。平成17年度には看護専門系の専任教員に男性1人を講師として採用でき、男子学生が15人(6.1%)在籍している状況で貴重な存在となっている。年齢構成は60代2人、50代6人、40代9人、30代13人で、30代が最多で比較的若い構成になっているが、それぞれが科目担当者や委員会メンバー等としても重要な役割も担いつつ教育活動等を展開している。

【分析結果とその根拠理由】

看護師養成の教育機関の特性から女性教員数が多いが、昨年度より看護系の専任教員に男性教員が1人講師として加わったことは、特に男子学生も在籍していることから教育上身近なモデルとしても意義深いと考える。また、全体的な年齢構成は比較的若くなっており、教員組織活動の活性化という点ではむしろ有効に作用している。

観点3-2-1： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

川崎市立看護短期大学規程第6号によって教員選考基準(資料3-2-1-1、資料3-2-1-2)を設けており、それに則って公募され、選考される。選考は川崎市立看護短期大学教授会規程第2条題2項の規程に基づき、川崎市立看護短期大学教員選考委員会(資料3-2-1-3)が設置され、選考される。教育上の指導能力については、資格別に教育歴年数が規定され、看護系教員においては看護職としての職務経験歴を規定している。また、書類審査の他に面接審査を実施し、具体的な看護教育歴や指導能力についての評価を行っている。

資料3-2-1-1	*教員選考基準(参考資料1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(教員選考基準)」 p29~p35)
資料3-2-1-2	*非常勤講師選考(参考資料1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(非常勤講師に関する要綱)」 p71~p74)
資料3-2-1-3	*教員選考委員会(参考資料1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(教員選考委員会要綱)」 p37~p38)

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準や昇格基準等は教員選考基準により明確に定められており、それに則り適切に運用されている。また、教育経験が不足する者に対しては、面接審査において看護実践の指導状況や実習指導場面について説明を求め教育に対する考え方や指導能力を査定しており、教育上の指導能力を適切に評価していると判断される。

観点 3-2-2 : 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

教育公務員特例法第 20 条に基づき、毎年 1 回定期的に勤務評定を実施しているが、平成 18 年度から川崎市の新人事評定システムの本格的実施に呼応して、本学教員に対して新たに、川崎市立看護短期大学教員勤務評定規程に沿い、本学の教育理念に沿った 6 項目から成る評価分野、すなわち教育、研究、社会貢献、入学卒業対策、管理運営、特色ある活動、の要素により、教員の自己評価申告書に基づいて評価者が毎年 1 回定期的に評価を行うことになった(資料 3-2-2-1)。その勤務評定基準ならびに勤務評定に係わる審議、審査及び必要な調査は勤務評定委員会によって所掌される(資料 3-2-2-2)。現在、初年度として機能し始めた段階である。

資料 3-2-2-1 *教員勤務評定 (参考資料 1-2 川崎市立看護短期大学規程集(教員勤務評定規程)」 p58-2～p58-7)

資料 3-2-2-2 *勤務評定委員会 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(教員勤務評定委員会要綱)」 p58-8)

【分析結果とその根拠理由】

平成 18 年度から新たな人事評定システムが開始され、本学の教育理念に沿った 6 項目の評価分野の要素により、教員の自己評価申告書に基づいて評定者による勤務評定が毎年 1 回なされる。この勤務評定に係わる審議、審査及び必要な調査は勤務評定委員会の所掌で実施されるもので、教員の教育活動を含めた総合的な教員評価システムの基盤は整っていると判断される。

観点 3-3-1 : 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到係る状況】

平成 7 年度開学以来、川崎市立看護短期大学紀要及び年報に当該年度の教員の研究成果が掲載され(資料 3-3-1-1、3-3-1-2)、その多くが本学の教育理念、教育目標に沿った看護医療福祉に関連する内容である。平成 13 年度以降は研究活動の概要について自己点検・評価報告書にも掲載されており(資料 3-3-1-3)、各教員は各専門領域、担当科目などに繋がるテーマを中心に研究活動を展開している。平成 18 年度は学内教員には、基礎研究費に加えて、本学の目的に沿った教育・研究活動に対して特別研究費を新設し、審査によって特別研究 3 題、課題研究 1 題(新カリキュラムの実施・評価に関する研究を課題・募集した)、奨励研究 1 題、地域・連携貢献研究 3 題、研究公開 1 題、合計 9 題を採択した(表参照)。地域・連携貢献研究では川崎市の実習関連施設等との協力・連携も図られ川崎市・地域医療看護に資する内容が含まれている。

表 平成18年度 教育特別研究費審査における採択状況

研究種別	研究責任者名	職位	研究テーマ
特別研究	小濱優子	助教授	看護に用いる代替療法に関する研究 ～アロマセラピーによる介入を中心として～
	福永ひとみ	助教授	精神看護学教授活動における研究 ・講義に精神障害者の語りを取り入れた学生の学びについて ・精神障害者が講義で語る体験の意味について
	有田清子	助教授	手術後患者における足浴の効果に関する研究 ～創部の疼痛緩和効果に着目して～
課題研究	今泉郷子	講師	シミュレーションを活用したフィジカルアセスメント能力養成に向けた教育方法に関する研究
奨励研究	谷山牧	講師	医療従事者の非言語行動が患者に与える影響
地域貢献、連携貢献	吉村恵美子	教授	看護職員のストレス及びコーピングの実態とその組織対応のあり方に関する研究
	美田誠二	教授	液性免疫応答(ウイルス抗体価)・細胞性免疫応答(IFN- γ 量)からみた本学学生並びに市内結核業務従事者の感染実態と対応・予防に関する研究
	蔵谷範子	教授	川崎市内医療施設で働く看護職員の学習ニーズ
公開費	西端泉	助教授	高齢者のレジスタンス・トレーニングの指導方法とその効果 (DVD版ビデオ制作)

資料3-3-1-1 * 紀要 (参考資料3-1 「川崎市立看護短期大学紀要(平成17年度)」) <一部訪問調査時>
 資料3-3-1-2 * 年報 (参考資料1-5 「年報(平成16年度)」 p20) <一部訪問調査時>
 資料3-3-1-3 * 自己点検・評価報告書 (参考資料1-7 「自己点検・評価報告書(平成13年12月発行: 研究活動 p22～p25、平成13年度・14年度: 研究・社会活動 p60～p66、平成15・16年度: 研究・社会活動 p76～79)」)

【分析結果とその根拠理由】

各教員の主たる専門領域や担当科目は本学の教育理念、目的と対応しており、研究実績や今年度の研究計画書等から、いずれも本学の教育目的を達成するための基礎ないしそれに繋がるものであり、教育内容と関連した研究活動が行われていると判断できる。また一部研究では川崎市の実習関連施設等との協力・連携も図られている。

観点3-4-1: 短期大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【観点到る状況】

教育課程の展開に必要な教育支援者として、川崎市立看護短期大学事務分掌規則(資料 3-4-1-1)にある学校事務を行うため、事務局組織には総務学生課の下、財務管理や施設維持等を担当する総務担当、学生教育に関することについて担当する学生担当を職員として配置している。また図書館には図書館担当の職員が配置されている。

(事務局) 総務担当主査1人——担当4人(非常勤嘱託職員2人を含む)
 事務局長1人——総務学生課長1人—— 学生担当主査1人——担当5人(非常勤嘱託職員2人を含む)
 図書館担当主査1人——担当3人(非常勤嘱託職員3人)

資料 3-4-1-1 *事務分掌規則 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(事務分掌規則)」 p19～p20)

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の展開に必要な教育支援者は事務局の総務学生課、図書館に確保されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

看護実践能力の育成という観点から、看護学各領域の専任教員として充実した専門性・教育経験を有する人材を基準以上の数で確保している。また実習施設の川崎市立病院の協力で、看護実践力の強化に適した看護専門職の講師派遣が得られ効果的な教育が実現している。看護系の専任教員に男性教員1人講師で在職し、特に男子学生の教育上良い身近なモデルとなっている。教員の研究活動においては、特別研究費を新設し、地域・連携貢献研究では川崎市の実習関連施設等との協力・連携による川崎市・地域医療看護に資する内容も含まれている。

【改善を要する点】

医療現場における安全管理、教育理念としての看護実践能力強化という観点から、実習指導體制における非常勤実習助手の確保、教育支援者としての実習施設との更なる連携・調整、教育の協働体制の確立が課題である。

(3) 基準3の自己評価の概要

設置目的に沿い学則によって教員組織が置かれ、教育課程を遂行するため必要な教員組織が編成され、法的基準並びに看護師免許・資格に係る養成機関の指定規則等に基づく規程も十分満たしている。看護実践能力の育成という観点から、看護学各領域の専任教員はその専門性並びに教育経験等から適正に配置されている。加えて、実習施設の川崎市立病院の協力で看護実践力強化に適した看護専門職の非常勤講師が派遣され、効果的教育を実施している。教員の採用・昇格基準は、教員選考基準で明確にされ、適格の人材が確保できている。また看護系専任教員に男性教員1人講師で在職しており、特に男子学生の教育上良い身近なモデルとなっている。

教員の評価に関しては独自の人事評定システムを有し、教育理念に沿った評価分野の、教育、研究、社会貢献、入学卒業対策、管理運営、特色ある活動、の6要素につき、自己評価を基に毎年1回評定されるものとなっている。教員の研究活動においては、基礎研究費に加え、特別研究費を新設し、教育研究のみならず川崎市の実習関連施設等との協力・連携を図るものも含まれ、川崎市・地域医療看護にも貢献し得るものと考えられる。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの自己評価

観点 4-1-1 : 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学では教育理念及び教育目標を、ウェブサイト、大学案内、学生ハンドブック、年報等に記載し、公表している(資料 1-1-1-3、1-1-1-4)。これに沿った教育を実践するため、平成 18 年度からアドミッション・ポリシーとして、「看護を学び、将来地域医療に貢献することに明確な動機を有する人」、「基礎的な学力を持ち、心身ともに健康な人」、「生涯にわたり持続して前向きに学び続ける姿勢のある人」、「豊かな感性を持ち、相手の気持ちを察することができ、相手の喜びが自らの喜びと感ずることができる人」、をを求めることを掲げている。本年度の大学案内、ウェブサイト、学生募集要項(資料 4-1-1-1)等に記載し、高等学校、本学志願者、本学教職員等に配布し公表するとともに、オープンキャンパス、高等学校訪問、進学説明会などにおいて説明・周知が図られている。

資料 4-1-1-1 *学生募集要項 「2007 年度学生募集要項」 <訪問調査時>

【分析結果とその根拠理由】

本学教育目標に沿ったアドミッション・ポリシーは大学案内、学生募集要項等に記載し、高等学校、本学志願者、教職員等に配布・公表し、オープンキャンパス、高等学校訪問、進学説明会等で説明・周知が図られている。

観点 4-2-1 : アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

教育理念・目標に則ったアドミッション・ポリシーに沿う人材を求め、下記 3 方式の入学試験を実施している。

一般入学試験 (以下、一般入試) : 心身が健康で基礎学力をしっかりと身につけ、入学後も積極的に学びを継続できる人材を本学独自の学力検査の成績に基づき選抜する。

推薦入学試験 (以下、推薦入試) : 高等学校または中等教育学校での評定平均値が 3.8 以上で、看護学を学び、将来地域医療に貢献することに明確な意志を持ち、高等学校または中等教育学校の校長が責任を持って推薦する人を対象に、小論文、面接審査により豊かな感性と円満な人間関係を築くことができる人材を選抜する。

社会人特別選抜試験 (以下、社会人入試) : 23 歳以上で、1 年以上の社会人経験を有するという志願条件を満足する人を対象に、社会人としての経験を、学習や今後の看護活動に活かし、在学中、卒業後もリーダー的役割を果たすことができる人材を小論文、面接審査により選抜する。

*推薦入試、社会人入試では、卒業後に川崎市内で看護職として就職する意志があることを志願条件とする。

開学以来の一般入試、平成8年度からの推薦入試(定員 20 人、平成 17 年度から 30 人)、平成 15 年度からの社会人入試(定員若干名、平成 17 年度から 10 人以内)の詳細を表 1 に示す。県内他短期大学の社会人入試の受験者数は平均 4 人(平成 17 年度)で、本学受験者数は非常に多い。

表 1 開学以来の入学試験情報

平成 (年度)		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
一般入試	志願者数 A	705	1303	898	918	849	603	720	499	772	499	528	266
	受験者数 B	532	860	644	658	623	410	517	341	521	349	340	160
	合格者数 C	87	72	84	80	78	93	88	90	68	66	59	56
	受験倍率 B/C	6.1	11.9	7.7	8.2	8.0	4.4	5.9	3.8	7.7	5.3	5.8	2.9
推薦入試	志願者数 A		19	17	19	18	9	36	30	25	24	50	49
	受験者数 B		18	17	19	18	9	36	30	25	24	50	46
	合格者数 C		16	9	8	9	5	15	13	20	20	30	30
	受験倍率 B/C		1.1	1.9	2.4	2.0	1.8	2.4	2.3	1.3	1.2	1.7	1.5
社会人入試	志願者数 A									40	50	81	58
	受験者数 B									38	48	78	58
	合格者数 C									6	7	9	4
	受験倍率 B/C									6.3	6.9	8.7	14.5
合計	入学者数	80	80	80	80	80	86	78	76	79	80	81	79
	男	1	3	2	8	2	10	2	4	5	6	6	3
	女	79	77	78	72	78	76	76	72	74	74	74	76

入学生の出身地(図 1)と卒業後の就職地(図 2)を対比すると、市外出身者が卒業後市内に就職した割合が近年増加してきている。また医療機関へ就職を希望する卒業生の就職率は 100%である。

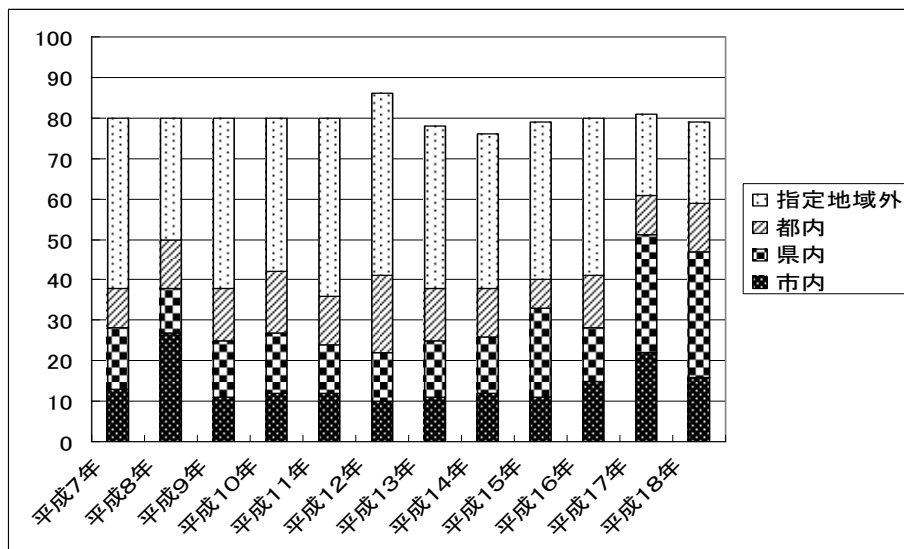


図 1 入学生の出身地

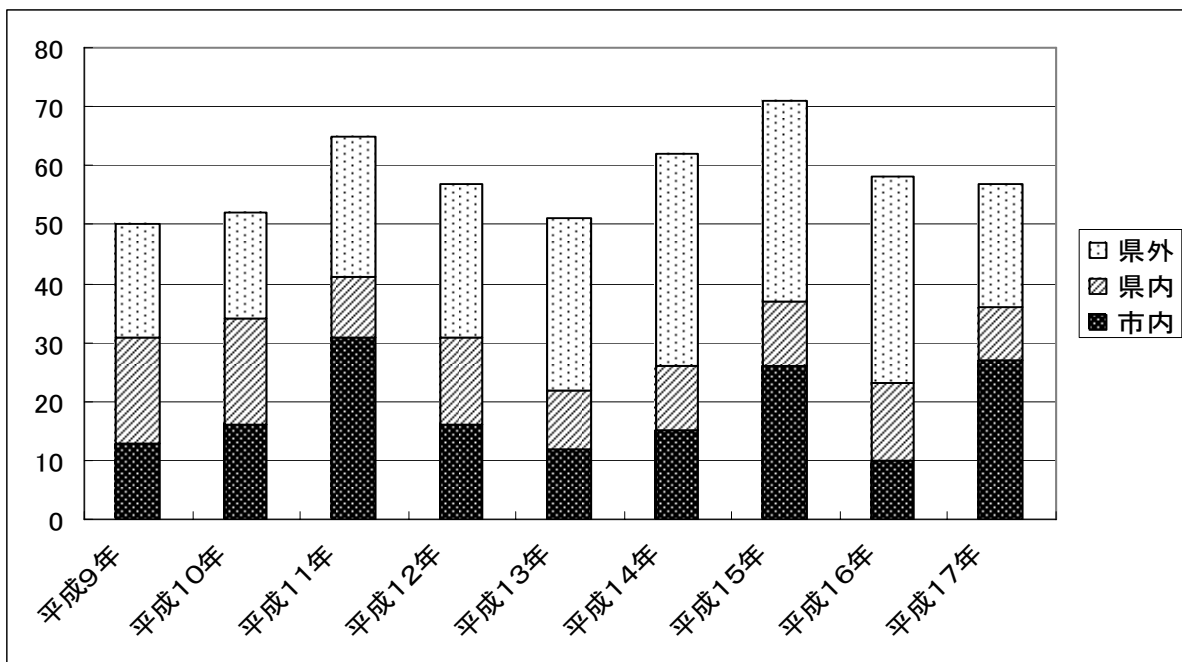


図2 卒業後の就職地（医療機関等看護職）

【分析結果とその根拠理由】

一般入試では、基礎学力、語学力等の学力検査を行い、推薦入試では、推薦書、調査書もしくは成績証明書を提出させ、小論文、面接審査を行い、社会人入試では小論文、面接審査を行い、学力、思考力、人間性、学び続ける力、看護への適性、本学の目的に対する理解・意欲などを判定評価している。また推薦入試と社会人入試では卒業後に川崎市内で看護職として就職する意志があることを志願条件としている。

これらから、本学の目的、アドミッション・ポリシーに沿って適切な人材の受入方法を採用し、実質的に機能していると判断する。

観点4-2-2： アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到に係る状況】

本学では留学生に対する受け入れ等の基本方針に該当するものはない。諸外国において看護師養成は4年間とされており、3年制の本学への留学は考えられないとの判断から制度を設けていない。

社会人の受入の基本方針としては、観点4-1-1にも示しているが、看護を学ぶことに明確な動機を有し、学習を活性化させるような刺激を他の学生に供与でき、社会人としての経験を今後の看護活動に活かすことのできる人材を求めている。これを小論文審査、面接審査により評価する。小論文審査では、看護と社会の関わりを常に問いつつ、卒業後も学び続ける力があるか、面接審査においては、看護への関心を持続するとともに豊かな人間性を評価基準の基本骨格とし、それぞれの実施要領にこれを明記している。観点4-2-1での記載同様、平成15年度から社会人入試を実施し、毎年、38、48、78、58人の受験者に対し、6、7、9、4人の計26人受け入れて

いる。平成 15 年度の開始時には、できる限り門戸を広げ、多くの受験者を受け入れるため、社会人経験 1 年以上、職歴に関しては職種に特別な制限を加えず、専業主婦、家事手伝いも可とした。この結果、定員枠が若干名であるにもかかわらず、予想を超える受験者数となり、受験倍率は 6~9 倍という状況となった。平成 17 年度に定員を若干名から 10 人以内に変更したものの、本学の教職員数から見た入試体制とその効率を考えると、その見直しを検討せざるを得ない状況になった。特に小論文審査では採点等で時間的制約もあり、さらなる受験者の増加には対応困難となることも考えられ、職種についての受け入れ条件等を見直し常勤と同程度の勤務状況とすることとした。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的、アドミッション・ポリシーに沿った社会人の受入に対して、評価方法や志願条件を受験者数などの状況を含めて適宜見直しを図りつつ、適切な対応を講じてきていると判断する。

観点 4-2-3： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学では、入試本部長である学長のもと、入試委員会が主体となり、全学的な教職員の協力のもと、一般入試、社会人入試、推薦入試を実施している。入試委員会では、2 年毎に選出された委員による互選により、委員長、および副委員長を選出する。そして、年度初めに各試験における担当委員を決定し、責任を持って担当試験を実施している。実施にあたっては、受験者への対応等で公正を欠かないように、実施要領に系統だった対応を詳細に明記している。すなわち、入試本部を主体とし、直接合否に関与する審査班、連絡誘導班、設備保守管理班、救護班、から成る体制のもとで、判断を要する質問事項・情報等は文書により必ず入試本部に集約される。そして入試本部では、本部長と入試委員との合議のもと最終判断を下し、対応を必要とする部署にこれも文書により指示を伝える。特に合否判定にかかわる情報の授受においては、複数人によるチェックを行い、チェックシートに関係者の署名及び実施日時を記入し、責任の所在を明確化している。各入試実施完了後は、反省点・改善点を関係者にアンケート調査し、さらに良好な入試システムを構築するための重要な資料としている。合否判定にかかわる判定資料は予め入試委員会で作成し、最終合否判定は教授会での審議によって決定している。

【分析結果とその根拠理由】

入試は毎年繰り返される本学としての最重要学務の一つであり、ミス無く、公正に実施することは当然の責務である。入試の実施体制は改善を重ねて構築されその機能を果たしていると判断されるが、より確実・適正な実施には、入試に係わる教職員一人一人の責任・自覚とともに関連業務についての適切な実施要領や作業・行動マニュアル等のさらなる整備が必須である。合否判定、合否発表に関わる処理には十二分なチェックを行い、かつ責任の所在を明確にし、ミスが発生しないように今後一層、募集要項、実施要領等をより完全なものとしていくとともに、各人の責任・自覚の高揚と綿密な人的連携を図っていくことが重要と考える。

観点 4-2-4： アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

看護師国家試験の合格率は、一般社会からみて満足する看護教育を実践しているか否かの客観的評価のバロメータの一つと考えられる。本学の過去9年間全体での看護師国家試験合格率は、受験者数 687 人、合格者数 644 人の 93.7%であり、全国平均を上回っている。

本学の一般入試においては、合格者が4年制大学との併願等により入学を辞退する者が多く、補欠からの繰り上げ入学者よりもモチベーションが高い推薦入試、社会人入試からの入学者を確保したいと考えて、募集定員枠の見直しを進めてきた。推薦入試開始時には募集定員枠 20 人に対して 16 人が合格し入学したが、その後4年間の入学者は 10 人未満で、次の2年間は 15、13 人であった。この頃は、一般入試における志願者数が非常に多く、推薦入試における合否判定も厳しくしたためである。平成 14 年度に在学中の推薦入試入学生を対象に、学業成績の分析を行う一方、平成 15、16 年度は定員枠一杯の 20 人を受け入れた。社会人入試に関しては、平成 16 年度に求める人材が得られているか社会人入試入学生の成績を分析したところ概ね良好な学業成績であった。また同時に教員にアンケート調査を実施した結果、リーダーシップの発揮など求める人材像に概して合致しているものの、学年による差異があるとの指摘もみられた(資料 4-2-4-1)。

各入試方法において求める人材を確保しているか否かは、就職後の活動状況をも含めて評価する必要があるが、卒業生の就職先施設への訪問調査の結果などによれば、概ね良好な評価が得られている。

資料 4-2-4-1 *社会人特別選抜アンケート回答一覧、平成 15・16 年度社会人特別選抜入学生成績「平成 16 年度入学試験委員会(平成 17 年 2 月)会議資料」

【分析結果とその根拠理由】

本学の入試制度により入学した学生は、ほとんどが卒業後は看護師国家試験に合格し看護師として就職、ないし看護系4年制大学、助産師養成施設等へ進学しており、また、就職後の状況も、卒業生の就職先施設の訪問調査で、全般的に良好な評価結果であったことから、概ね求める人材が得られていると判断ができる。

入試方法別には、平成 14 年度に実施した推薦入試と一般入試での入学生間に学業成績評価に差異はなく、社会人入試入学生は、教員アンケート調査の結果、学年差の指摘もあり、今後継続的なフォローが必要と考えている。

観点 4-3-1: 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の入学定員は毎年 80 人であり、観点 4-2-1 の表 1 に示すように過去 12 年間の定員総数 960 人に対し、年度別で若干の増減を認めるものの、入学者総数は 959 人でほぼ同数である。看護教育において、看護技術の習得には演習・実習が重要であり、学生に対するきめ細かな双方向性の教育には、定員の適正な管理は重要である

【分析結果とその根拠理由】

本学では厳密な定員管理を実施しており、入学定員と実入学者の関係は適正に保たれている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では教職員との密接な連携による教育が可能となっている。教職員に対して適正な学生定員枠があり、開学以来定員数と実入学数はほぼ一致している。推薦入学者数の定員枠の拡大や社会人入試の展開は本学のアドミッション・ポリシーに沿う人材の受入に呼応するものである。

【改善を要する点】

川崎市は平成 17 年度より本学の主たる実習先・就職先である川崎市立の 2 病院を地方公営企業法の全部適用として大きく変化させており、本学としてこれらに十分対応した、より適切なアドミッション・ポリシーを早期に確立するとともにその明記・公表の周知、ならびに適正な人材確保への取り組みを進める必要がある。

(3) 基準 4 の自己評価の概要

本学は専門的知識に基づく的確な判断力を持ち看護実践能力を有した看護師を育成し、川崎市の地域社会に貢献できる優れた人材を輩出することを教育理念としている。

この目的実現のために一般入試、推薦入試、社会人入試という入学試験方式により入学生を確保している。

本学の受験倍率は、一般入試では概ね数倍、推薦入試では 1 点数倍、社会人入試では約 10 倍であり、いずれの入試方式においても十分な受験生を確保できている。特に、社会人入試においては、県内の他短期大学における受験者数の平均 4 人(平成 17 年度)に対して、本学は 50 人以上で非常に多い。

卒業生のほとんどは、卒業後、看護師として就職するか、保健師や看護師を養成する教育機関に進学・編入学し、医療機関へ就職を希望する卒業生の就職率は 100%である。

情報の分析に基づき、推薦入試の定員増加や、社会人入試の新たな制度を設けるなど、市内就職者の増加につながる適切な入学試験制度の変更や改革が実行されてきている。

卒業生が看護師として活動するには看護師国家試験合格は必須であるが、初年度を除き本学の看護師国家試験合格率は、全国平均を上回っており良好である。

また、卒業生の就職先施設に対する訪問調査の結果では、本学の卒業生の評価はおおむね良好であった。

以上のようなことから、本学ではこれまでの入学試験制度により、本学の目的、教育理念・目標に沿った入学生を概ね受け入れることができていると判断される。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの自己評価

<短期大学士課程>

観点 5-1-1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系的性が確保されているか。

【観点到る状況】

本学では、医療状況の変化に対応できる教育内容、社会的要請に応えることのできる教育課程編成を目指し、平成 17 年度から新たな教育課程を開始した。この教育課程は、看護師国家試験に必修問題が導入される時代に、限られた期間で何を教育していくかという看護基礎教育機関としての責任に鑑み、必要な教育内容はすべての入学者が学習機会を与えられるべきという前提で、国家試験合格はもとより卒業後の発展性を保障する卒業時の到達度を吟味して構築している。

新たな教育課程は、「教育課程の設定」に基づき、「基礎科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」から構成される。

「基礎科目」は、外国語科目と教養科目の 19 科目から成り、必修 13 単位、選択 3 単位以上を卒業要件単位数としている。1 年次から 3 年次にかけて履修し、本学の教育課程として開学以来培ってきた豊富な総合教養科目による幅広い知識と教養の習得をめざす科目の設定という特徴を残しつつ、医療現場の国際化に耐えうる英語力強化を新たな特徴に加えた。

「専門基礎科目」は、1 年次、看護実践力の基礎として、人体の構造と機能及び疾病の理解の基礎となる 11 科目、2 年次、医療状況と関連させ看護を広い視野から考える 6 科目で構成している。科学的思考の素地作り、フィジカルアセスメント能力を強化する自然科学系の科目を重視し、実験を含む 2 科目を新たに設置した。基礎科目と専門科目との橋渡しの役割を担っている。

「専門科目」は、看護師等養成所指定規則に準じて、基礎看護学領域の科目から、成人看護学領域の科目へと単位数の比重を変更し、学年進行上の看護実践力の階層的強化が可能な講義科目構成、実習科目構成とした。

資料 5-1-1-1 *教育課程の設定 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(Ⅲ教育課程)」 p5-6)

資料 5-1-1-2 *卒業要件 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006 (卒業要件一覧表)」 p7)

資料 5-1-1-3 *必修科目、選択科目等の配当 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(授業科目一覧表)」 p8~9)

【分析結果とその根拠理由】

看護専門職の養成を目的とする教育機関として、看護師国家試験受験資格科目を基に授業科目を配置している。学則の規程により卒業認定者に短期大学士（看護学）の学位が授与されるが、本学の教育課程の内容は、看護専門職としての基礎的能力を習得させる教育目的を考慮した、授与される学位に適切なものとなっている。必修科目、選択科目等の配当についてはバランスが考慮され、また専門科目の中で、「専門基礎科目」との看護実践能力の強化に向けた有機的な連携を具現化したものもあり、教育目的に掲げる人材育成に貢献する堅実な取組である。本学では、必要な教育内容はすべての入学者が学習機会を与えられるべきであるという前提にたち、看護師国家試験の合格はもとより卒業後の発展性を保障する卒業時の到達度を吟味し、有機的な連携が図られているととも

に、学際性・総合性を考慮した教育課程が編成されている。

これらのことから、目的に照らして適切な授業科目の配置がなされており、短期大学全体として教育課程編成の体系性が確保されていると判断する。

観点 5-1-2 : 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

本学の概要に示す教育理念・教育目標(資料 5-1-2-1)に則って観点 5-1-1 で示した「基礎科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」を1年次から3年次に配置している(資料 5-1-2-2)。

「基礎科目」については、特に英語力強化に対応して1, 2年次に英語を必修科目で配当している。また生命倫理学ではⅠを1年次に、Ⅱを3年次に必修で配置し、さらに生涯学習論も3年次に必修科目とし、授業内容と学習の進行状況を統合して教育目標に沿った学年での編成・配置としている。「専門基礎科目」では、1年次、看護実践力の基礎として、人体の構造と機能及び疾病の理解、2年次、医療状況と関連させ広い視野から看護を考える科学的思考の素地づくりなどを意図した内容で基礎科目と専門科目との橋渡しの役割を担っている。「専門科目」は、学年進行上の看護実践力の階層的強化が可能な講義科目、実習科目の構成とした。「専門科目」では、講義・演習・実習を通じて、専門に関する基本的知識及び分析方法と総合する力、患者の個別性に合わせた看護実践能力を養う科目であり、広く総合的な視野で看護基礎教育のレベルに求められる多種多様な内容が、実習環境づくりに始まり、看護の現場への対応を目指して提供されている。

公立の教育機関として市内・地域社会への貢献、看護実践能力の育成が求められ、早期学習段階における基礎看護学実習を導入し、1年次5月に病院見学実習(資料 5-1-2-3)を行い、学生が医療現場をイメージしやすくすることで後の学習意欲や理解の促進、あるいは到達すべき将来像を見だしやすくする動機づけとしている。

資料 5-1-2-1	* 教育理念・教育目標 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(教育課程の構成)」 p5)
資料 5-1-2-2	* 基礎科目・専門基礎科目・専門科目 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(シラバス)」 p11~69)
資料 5-1-2-3	* 早期の基看護学実習の導入 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(授業科目一覧表)」p9)

【分析結果とその根拠理由】

「基礎科目」については、教育課程を基に相応な授業内容が提供され、「専門基礎科目」については、看護を学ぶ基礎的知識、看護を考える科学的思考の素地づくりなどを意図した内容が提供されており、「専門科目」における、看護実践能力の階層的強化・育成に関係して、学年進行上の趣旨に沿ったものとなっている。以上から、授業内容は、本学の教育課程の編成の趣旨である教育理念・教育目標に則り、新たな教育課程の趣旨に沿って適切に編成されていると判断する。

観点 5-1-3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

【観点到係る状況】

各教員は、各担当科目の構成（シラバスや授業計画、実習要項や実習計画）において、授業内容や教材にそれまでの研究活動の成果などを反映させ、適宜盛り込み充実を図っている。「看護研究Ⅱ」では、平成16年度から、全学生の論文・抄録を図書館に保管し、他学生が閲覧できるようにした。平成17年度に同科目を履修した学生の中には、これらの成果を参考に自らの研究に取り組んだものもみられた。

教員の研究活動の内容は、授業に密着したもの、専門性に関するものなどがあり、年報、紀要などで知ることができるが、授業内容への反映は、平成15年度が約20編、平成16年度が約16編、平成17年度が約12編に認められ、平成17年度の研究成果の授業内容へのおもな反映例を表1に示す。各担当科目の構成においても、授業内容の結果を評価修正するだけでなく、研究成果を反映させながら充実が図られてきている。

以上から、授業内容が、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっていると判断できる。

表1 研究成果と授業内容

代表的な研究活動	授業科目等名	研究活動お成果の授業内容への反映例
ダウン症の子どもをもつ母親の思い・とらえ方・行動と保健指導教室の役割	在宅看護概論 在宅看護方法Ⅰ	研究成果を授業内容に取り入れ、内容充実を図った。
看護学生が闘病記を読む意味について一人看護論での闘病記を用いた授業、5年間の報告—	成人看護方法Ⅱ	過去5年間の闘病記に関する授業における学生の学びを分析した結果を基に、さらに工夫を図り対象理解の学習方法として授業に反映させた。
介護に対し葛藤を抱えた介護者の思い・態度と訪問看護師の支援に関する分析	在宅看護概論 在宅看護方法Ⅰ	研究成果を授業内容に取り入れ、内容充実を図った。
回復過程援助論におけるフィジカルアセスメント演習の評価	看護方法Ⅰ	研究成果をもとに、演習指導方法等の工夫や改善を図った。
看護方法Ⅰにおける総合演習テストでの学生の学び	看護方法Ⅰ	研究成果をもとに、演習指導方法等の工夫や改善を図った。
看護基礎教育における代替療法の活用に関する一考察—メディカルアロマセラピーを中心として—	成人看護方法Ⅱ	研究成果をもとに、終末期看護における代替療法の応用について講義した。
母性看護実習における学生のチーム体制の評価	母性看護実習	研究成果をもとに、実習指導方法等の工夫や改善を図った。

資料 5-1-3-1 *授業への反映がみられる研究活動（参考資料 5-2 [川崎市立看護短期大学紀要（第9巻1号、10巻1号、11巻1号）]）
資料 5-1-3-2 *研究活動（参考資料 1-5 「年報(平成15年度 p20～28、(平成16年度 p20～23)」）
資料 5-1-3-3 *平成18年度教育研究費基礎的交付金・教育特別研究費の審査における採択状況（参考資料 2-1 「平成17年度臨時教授会（平成18年3月）」）

【分析結果とその根拠理由】

研究活動と授業内容との関連性は深く認識され、授業内容の充実に活用されている。従って、授業の内容は、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果として反映したものになっていると判断する。

観点 5-1-4 : 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点到係る状況】

学則で、他大学又は短期大学との単位互換については4年制大学や他の短期大学で修得した単位を卒業要件として認定すると定めている。現在、社会人入学生は約1割で、他大学又は短期大学を卒業して修得した単位認定は、審査で15単位を超えない範囲で卒業要件として認定している。

補充教育の実施に関して、本学では、平成15年度から学生の学習ニーズを把握するため、毎年学生を対象としたアンケートを実施し、集計結果を基にして主に自然科学・医学系の基礎科目の学習会を行ってきた。平成17年度改正による新たな教育課程は、制限ある教育期間で必要な教育内容をすべての入学生に学習機会を与えられるべきという前提を明確にし、卒業後の発展性を保障するために、卒業時の到達度を吟味し、カリキュラム改正後の科目を設定した。平成17年度末の非常勤講師会議で、自然科学系における学生間の学習内容・能力差が複数の関連科目担当者から指摘され、高等学校での修得科目の違いなどによるものと推測された。学生の潜在的なニーズとして、未修得科目における補充学習の必要が考えられ、平成18年度から自然科学系科目の補充教育の実施など充実した内容を図ることとした。

看護教育における臨地実習は必須科目であり、体験学習として現場での重要な学習の機会となっている。

資料 5-1-4-1 *既修得単位の認定（参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(既修得単位取扱規程)」 p159～163)

資料 5-1-4-2 *学習会（参考資料 1-7 「自己点検・評価報告書(平成15・16年度)」 p. 21-p25)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、他大学又は短期大学を卒業し修得した単位は、審査により15単位を超えない範囲で卒業要件として認定している。平成15年度から行っている学生の学習ニーズに対応した学習会の実施、さらに平成17年度教育課程改正時の必要な教育内容をすべての入学生に学習機会を与えられるべきとした前提に従い、学生の学習結果を振り返り、学生のニーズに応える補充教育の強化に配慮がなされている。

臨地実習の科目配置などに鑑み、学生の多様なニーズ、学習の発展動向に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

観点 5-1-5 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、多様化・高度化する医療現場に応じた看護教育として、制限ある教育期間でなにを教育していくかという基礎教育期間としての責任に鑑み、改正カリキュラム（平成19年度全学年移行終了）を実行している。学年進行上の看護実践力の階層的強化が可能な講義科目構成、実習科目構成への目的から、各年次に配当された授業科目の修得すべき単位数を、履修規程により定めている。全体的には、資格取得を主とした教育課程をベースに置き、自由度は少ないが、授業・演習・実習と状況に応じて可能な限りの教員を配置し、指導・助言をきめ細かく、かつ日常的に行っており、約9割の学生が修業年限内に必要な単位を取得し、資格及び免許も取得してい

る。具体的な指導内容としては、ガイダンス等において履修案内に教育課程の構成、必修科目と選択科目、卒業要件の説明を示すことにより、学生各々の学習目標に沿って適切に履修の選択ができるよう、学生の主体的な学習に向けて履修指導を行っている。また、授業時間外の学習時間の確保として、時間割上可能な限り、講義科目を午前・午後に集約した（時限を分断する空き時間を作らない）時間割を作成している。その他、放課後に、実習室を開放して、学生が技術練習を行いやすい環境づくりに配慮している。

資料 5-1-5-1 *各年次に配当された修得すべき単位数（参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(履修規程)」147～p155 抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

全体的には、資格取得を主とした教育課程をベースにおくことにより、過密で自由度の低いカリキュラムとなっているが、授業・演習・実習と状況に応じて可能な限りの教員を配置し、指導・助言をきめ細かく、かつ日常的に行うことにより、約9割の学生が修業年限内に必要な単位を取得し、資格及び免許も取得している。その他、履修案内に様々な履修に関する説明、時間割の科目配置の工夫、学生の主体的な学習を促す環境づくりを行うことにより、学生が学習時間を確保するように配慮されている。

以上のことから、単位の実質化への配慮が相応になされていると判断する。

観点 5-1-6： 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】 該当なし。

【分析結果とその根拠理由】 該当なし。

観点 5-2-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

科目の授業形態については、学則に定められた単位の基準に基づき、本学の概要に示す教育理念・教育目標に則って、学科の分野の特性に応じた構成をとり、バランスにも配慮している。

授業形態として実験や実習を重視し、新しいことがらを発見するための様々な方法や技術を身につけさせる教育を行うことが必要とされる。これらの目的のもと、科学的思考の素地作り、フィジカルアセスメント能力を強化する自然科学系の科目を必要とする医療状況に応じて、カリキュラムの中に講義と実験、実習をバランスよく取り入れて編成している。

学習指導法の工夫のひとつとして、科目により人数配分を替え授業を行っている。看護実践力の強化を充実させるという教育の目的に沿って、豊富な演習を設定しており、1学年の学生に対して、3～5人程度の学生を各

教員が担当して、基礎的な知識を身につけさせる演習形態をとっている。また、3年次に看護学概論Ⅲとして、ケースレポート作成を含む科目の単位設定を行っており、短期大学教育における基本的な知識の修得と研究方法の修得、具体的には、設定したテーマの調べ方、資料の作成方法、論文の書き方を指導することによって、学生自らが考える力を養い、専門の教育・研究を進める学力を身につけさせることを目指している。

資料 5-2-1-1 *単位の基準 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(学則第3章)」 p8~p9)

資料 5-2-1-2 *授業形態 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(授業科目一覧表・シラバス)」 p8-p69)

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、教育目的及び分野の特性に応じた組み合わせで、バランスのとれた構成になっている。学習指導法の工夫については、全学的な教育の目的のもとに、科目により人数配分を替えた授業、グループワークを取り入れた対話型授業などの工夫が行われている。

以上のことから、教育の目的に照らして、教育課程全体として授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-2-2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

平成 17 年度教育課程の改正の趣旨である、多様化・高度化する医療現場に応じた看護教育として、制限ある教育期間でなにを教育していくかという、「基礎科目」と「専門基礎科目」の位置づけ、「基礎科目」と「専門基礎科目」及び「専門科目」の連携を明らかにした、より具体的で学生が使いやすく授業科目を説明するシラバスの作成を行っている。各科目の授業計画が明らかになるように記述していくことにより、学生のカリキュラム全容の理解に結びつくだけでなく、教員間でより詳細な科目間の内容調整が可能になることも目的に含んでいる。

シラバスの基本的な構成は、各科目に 1 ページをあて、「授業概要」「授業計画」「テキスト及び参考図書」「成績評価」「特記事項」を 1,000~2,000 字程度で記載し、担当教員名・単位数等詳細な記載項目がフォーマット化されたシラバスを作成している。入学時のガイダンスでは、履修登録の際に活用すること、及び履修登録した後も授業を進めていく上で活用することを説明し、冊子として配布している。

各教員には、シラバスの記載内容に沿って授業を進めることを指示している。また、初回の授業で、履修学生に対して、シラバスの全容を説明することによって、学生のシラバスに対する理解度の深まりに配慮するとともに、2回目以降の授業の際には、その都度シラバスに沿って行っている旨の説明を行い、内容等に変更がある場合には、適宜学生にアナウンスを行っているほか、授業内容の整理に活用できるように配慮している。

資料 5-2-2-1 *シラバスへの授業計画の記述 平成 17 年度教務委員会 (ハンドブック見直し) 活動総括

資料 5-2-2-2 *フォーマット化されたシラバス (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(シラバス)」 p11~p69)

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラム改正の趣旨に則り、「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」の編成を明らかにした科目設定、またシラバスの内容として、「授業概要」「授業計画」「テキスト及び参考図書」「成績評価」「特記事項」をフォー

マット化し、詳細に記述することでの学生の理解、担当教員間での内容調整を行いやすいように配慮している。

シラバスの活用については、年度始めの各学年へのガイダンス、授業の開始時、2回目以降の授業では進行状況の確認などに適切に活用されている。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断される。

観点 5-2-3 : 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

自主学习への配慮として、シラバスに授業計画を明示し、年度当初のガイダンスにおいて事前・事後学習の必要性を指導している。また、自分で問題を見出し、自分で学習を主体的に実行していく学生を求めるといった教育方針を、授業の中で繰り返し説明している。シラバスに「参考文献」を掲げ開講時に参考文献のリストの配布や、授業中に小テストやレポート提出、グループワークを行うような授業科目も開講している。

基礎学力不足への配慮としては、担任教員を通した学習相談を実施し、前期・後期毎に個別面接も行っている。基礎学力不足の学生に対しては、担任教員・科目担当教員を中心に連携して対応し、問題が発見された場合には、適宜、各委員会において確認のための情報を共有し対応している。看護師国家試験対策のための学習室の設置や補講、図書館利用時間の延長、実習施設への図書持ち込み、学生のニーズを取り入れた学習会開催などを行っている。

【分析結果とその根拠理由】

年度開始のガイダンスや、学習時間内の学習形態の工夫を取り入れたきめの細かい教育指導により、資格取得で過密になりがちな教育課程の制約の中で、自主学习への配慮がなされている。基礎学力不足の学生に対しては、担任教員を中心とした密接なコミュニケーションによるきめの細かい指導、必要時には教員全体での全体体制で対応している。また、学生のニーズに対応した学習環境づくりも適切に行われている。

以上のことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮などが組織的に行われていると判断する。

観点 5-2-4 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】 該当なし。

【分析結果とその根拠理由】 該当なし。

5-3-1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到係る状況】

成績評価基準は、履修規定に基づき、授業科目ごとに、筆記、実技、論文、その他の方法による試験の成績、出席状況などから総合的に判断して、優（80点以上）、良（70～79点）、可（60～69点）及び不可（59点以下）の4段階評価を設定し、優、良、可を合格とする基準を策定している。

これら成績評価基準は、全学生に配布している学生ハンドブックなどに明記している。また、各学年の年度初めに履修に関するオリエンテーションを、全学生にハンドブックで示しつつ説明している。シラバスには授業科目ごとに「成績評価」の項目を設け明記しているとともに、多くの科目においては、初回授業時に成績評価方法などを説明している。ウェブサイトにも掲載し学生への周知に配慮している。

卒業判定基準については、学則に基づき、本学に3年以上在籍し、卒業の要件として平成16年度入学生以前は修得すべき101単位（必修科目80単位、選択科目21単位以上、選択科目については区分ごとに修得の必要な単位が定められている）、平成17年度入学生以降は100単位以上（必修科目97単位、選択科目3単位以上）を修得した者には、卒業認定を行う基準を策定している。卒業認定基準は、学生ハンドブックに「履修概要」として明記している。

資料 5-3-1-1	*学修の評価、4段階評価の設定（参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(学則第3章 11条、履修規程第4条)」 p8、p147)
資料 5-3-1-2	*成績評価基準（参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(履修概要)」 p99～p105） （参考資料 1-6 「ウェブサイト(カリキュラム、学則等規則)」）
資料 5-3-1-3	*卒業判定基準（参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(学則第5章第27条)」 p11）、 （参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(履修概要)」 p99～105）
資料 5-3-1-4	*卒業要件（参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(学則別表2)」平成16年度入学生以前 p74、平成17年度入学生以降 p7)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準は学則・履修規程に基づき策定されている。これらは、学生ハンドブックに明示され、年度初めの履修に関するオリエンテーションや初回授業時に成績評価の方法などの周知が図られている。これらにより、学生からの評価基準や取得方法に関する問い合わせはなく、履修に伴う出席や各種提出物の提出、手続きなどが行われており、学生への周知は十分なされていると判断する。

観点 5-3-2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学の成績評価基準に加えて、学生は各科目の当該年度開講時間数の3分の2以上（実習科目においては5分の4以上）出席しないと受験資格を失うことが履修規程にも明記されている。また、複数教員で担当する科目に関しては、当該担当教員の合議により、成績評価を行うことが定められ、実施されている。

多人数で評価を行った実習科目（平成17年度は新カリキュラム1年生の実習科目2科目）においては、担当教員によって成績評価のばらつきが多少見られたが、当該実習担当教員全員で、学生の実習状況・成績評価を共有し意見交換する機会を設け、成績評価に関して確認し必要時調整を図った。

また、3年次に行う通年科目の実習は、複数科目が同時期に行われていき、学生グループごとに科目の進行順

序が異なる形態になるため、そのレポートの提出時期や成績評価の時期にもばらつきが生じやすかったが、それぞれの実習の評価方法を見直したり、半期ごとに成績を認定していくなどにより、改善を図った。

平成 16 年度まで、成績評価、単位認定及び卒業認定会議等への成績の提示は、認定または認定不可のみの提示であったが、平成 17 年度より 100 点満点による提示に変更した。これにより、成績評価のばらつき程度の把握やより具体的な成績の検討が容易になった。

成績評価、単位認定及び卒業認定は、それぞれの規程に基づき総合的に判断され、教務委員会で確認・審議した後、最終的には教授会の議を経て認定を行っている。

資料 5-3-2-1 *教員が複数で担当する科目の成績評価 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(第 4 条)」 p147)

【分析結果とその根拠理由】

上記から、成績評価は、基準に基づき 4 段階で行われ、科目毎に 100 点満点での具体的取得点数が提示され、成績評価の妥当性やばらつき、透明性等についてより明確にすることができたと考えられる。複数の科目が同時期に行われていき、学生グループごとに科目の進行順序が異なる形態になるため、レポートの提出時期や成績評価の時期にもばらつきが生じやすい実習科目においても、評価の時期等の検討を重ねてきている。関連会議における成績評価の審議に関して、具体的資料を基に科目ごと・学生ごとに総合的に結果を判断することができ、評価の妥当性、一貫性についても確保されている。

以上のことから、成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定を実施していると判断する。

観点 5-3-3 : 成績評価等の正確性を担保するための措置 (例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。) が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の正確性を担保するための措置としては、成績評価の基準を学則・履修規程に定め、学生ハンドブックとして全学生に配布されている。同冊子には履修概要等が明記されている。シラバスには成績評価の概要について示され、各科目の授業ガイダンスでも、それら評価概要に基づき、具体的点数配分等が示されている。

学生からの意見申し立てについては、組織的な対応はなされていないが、事務局や教務委員会を通じ、授業担当教員に問い合わせが可能となっている。また、科目担当者によっては、定期試験終了後、採点結果を学生にフィードバックし、異議のある場合は、期限を設けて申し出るようにと掲示している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に関しては、学則・履修規程、シラバスに基準を示すことにより、正確性を担保している。学生からの意見申し立ての組織的な制度はないが、事務局や教務委員会を通じ、授業担当教員に問い合わせが可能となっている。問い合わせはほとんどなく、その点からも、学則やシラバスに示されている基準により、正確性が担保されていると言える。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

平成17年度教育課程改正から、「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」の構成としたことにより、教養教育と専門教育の有機的で学生にも理解しやすい科目の連携を具現化している点、看護師に特徴的な学習方法である臨地実習で、早期体験学習を設定して、知識と実践の関連づけ、学生の学習動機づけを図っている点、演習での適切な教員配置や担任制度の細やかな指導体制により、基礎学力不足の学生への対応だけでなく対人関係能力を日々の教育現場で実践しているなどの点は、今日激変する医療状況、社会的要請に応えることができる基礎的な看護実践力を持った学生を育成するという目的に照らして、優れている。

【改善を要する点】

平成17年度に教育課程改正を開始し、平成18年6月現在、改正2年目の移行段階にある。新教育課程修了の卒業生は平成19年度卒の学生であり、3年間を通した新教育課程の評価、講義・演習・実験・実習等の授業形態の組合せ・バランスの適切性について、卒業時期待たれる能力に照らした評価が未だ行われていない。今後、卒業後の発展性を保障する卒業時の到達度を設定した学際的・総合性を考慮した教育課程という、卒業後との連携を視野に入れた目的に照らして、全教育課程を通した評価を行い、改善を要する点を検討していく必要がある。

(3) 基準5の自己評価の概要

本学では、「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の有機的な連携を図り、看護師としての基礎的能力を修得させる目的の教育課程を編成している。看護師国家試験の合格はもとより、卒業後の発展性を保障する卒業時の到達度を設定し、学際性・総合性を考慮した教育課程となっている。「専門基礎科目」、「専門科目」においては、各科目の特徴的な内容を含み、教育目的に掲げられている基礎的な看護実践力を育成するための有機的な連携を具現化している。本学での研究活動の成果は、教育研究や事例研究等によって授業内容に反映されている。また、社会的要請に応えるため、平成17年度から教育課程を改正している。今後、平成19年度卒業生について、設定した卒業時の到達度に照らして評価を行い、改善を要する点を検討していく必要がある。学生に対しては、高等学校における未修得の自然科学系科目に関する補充学習、学生の要望を取り入れた学習会の実施等に力を入れている。単位互換に係ることとして、他大学や短期大学で修得した単位を卒業要件の単位として認めている。本学では、ガイダンス等による履修に関する説明、時間割上の科目配置の工夫、学生の主体的な学習を促す環境作り等により、学習時間の確保に努め制限ある教育期間内で単位の実質化への配慮を行っている。

授業形態は、実験や実習等の体験学習を重視し、それぞれの分野の特性に応じて講義と演習、実験、実習を組み合わせ、バランスのとれた構成になっている。学習指導方法については、科目によって人数配分を替えた授業、グループワークを取り入れた対話型授業等の工夫がなされ、主体的に考える力を養い専門の学力を身につけさせている。シラバスについては、必要項目をフォーマット化し、一回ごとの授業内容を掲載するように改善し、学生への周知および教員間で調整しやすいよう配慮している。基礎学力不足の学生に対しては、担任教員を中心としたきめ細かい指導で対応している。

成績評価方法は、授業科目ごとに、筆記、実技、論文、その他の方法による試験の成績、出席状況等から多面的かつ総合的に判断することとしている。成績評価に対する学生の異議申し立ての機会も設けるなど、正確性・透明性をもって実施されている。これらの成績評価方法については、ハンドブック（履修概要）等の刊行物への明示や初回授業時のガイダンスにより学生に周知している。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの自己評価

観点 6-1-1-1: 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到る状況】

本学は、市民のライフスタイルや価値観の多様化に柔軟に対応でき、かつ市民の積極的の主体性を尊重した保健医療活動の要請に応えるため、川崎市の保健医療体制などの整備計画の一環として、看護基礎教育内容の充実をめざし、「看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与しうる有能な人材を育成する」を目的に設置された(資料 1-1-1-2)。平成 14 年 3 月 27 日付「文部科学省看護学・保健学視学委員実施視察における所見(通知)」の報告では、「ヒューマンケアリングの能力を発展させていきたいという教育理念、目標の実現に関しては、学生にもよく浸透しており評価できる」とされている(資料 6-1-1-1)。「教育理念・教育目標」を一層明確化するべく、平成 17 年度から新たな教育理念、教育目標の明文化を行い(資料 1-1-1-3、1-1-1-4)、本学の教養教育、看護専門教育等の教育研究活動の基本として現行の新教育課程に生かされ展開が開始されている。その中で、特に「看護師という職業につくことを前提とした人間性の涵養を行う」、「科学的分析的思考に基づいた看護実践能力育成を充実させる」、「設置主体である川崎市の保健医療の向上に寄与し得る有能な人材を養成する」の方針として掲げている。学生に対しては年度当初に開催しているオリエンテーション時に、学科長による「教育理念・カリキュラムの概要について」や教務委員会による「履修に関するオリエンテーション」などにより学習目標・到達像を提示している(資料 1-2-1-1)。

こうした教育課程の方針に対する達成状況を検証・評価するための取り組みに関しては、「カリキュラム形成評価会議」を設置して、新たな教育課程(新カリキュラム)の教育内容・方法、学生の学習状況等を含めて、教育理念・教育目標との整合性や課題等について検証・評価を実施している(資料 6-1-1-2)。同会議での検討内容等は、会議録として保管され、教授会等で随時報告されている。また教務委員会、実習調整委員会などにおける教育課程や学生の学習状況等に関連する議論・調査等教授会に報告され、平成 17 年度の委員会等活動総括に記載されているほか、自己評価委員会では卒業生就職先の施設訪問を行い学外から卒業生の評価を得てその結果概要(資料 6-1-1-4)を提示し、達成状況の把握に取り組んでいる。

資料 6-1-1-1	*平成 14 年 3 月 27 日付「文部科学省看護学・保健学視学委員実施視察における所見(通知)」 平成 14 年度教授会第 1 回資料
資料 6-1-1-2	*カリキュラム形成評価会議総括・活動計画(参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(カリキュラム形成評価会議規程)」、参考資料 2-1 「平成 17 年度カリキュラム形成強化会議(議事録)」)
資料 6-1-1-3	*教育課程に関すること(参考資料 6-1 「平成 17 年度委員会等活動総括(実習調整委員会)」)
資料 6-1-1-4	*平成 17 年度施設訪問報告書概要(参考資料 6-2 平成 18 年度第 3 回教授会(会議資料))

【分析結果とその根拠理由】

上記より、本短期大学として、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方

針は、その概要が明らかにされている。その達成状況を検証・評価するための取り組みに関しては、カリキュラム形成評価会議、教務委員会、自己評価委員会等関連委員会における活動・調査を通してなされていると判断される。今後は、より明確・より具体的な卒業時の到達像を明文化していくとともに、達成状況に対しては一層の検証・評価体制を整備していくことが望まれる。

観点 6-1-2 : 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

卒業者の状況は年度により若干の変動はあるが、約 80 人の入学者のうち、卒業までに数人が進路変更し、進路変更者を除く学生のうち数人が留年や休学等をし、例年 70 数人が卒業している。看護師国家試験の合格率は、一定基準を満たす看護教育が実践されていることを客観的に評価するバロメータの一つとされている。本学一学期卒業時の平成 9 年度から平成 17 年度までの看護師国家試験合格率は、表・図に示すように、平成 9 年度を除き全国平均を上回っている(資料 6-1-2-1)。各学年の進級に関しては、各年度の進級判定会議資料に基づき、数人の留年者があるものの、大多数が単位取得し進級に至っている。平成 17 年度は従来よりも留年となるものが多かった(資料 6-1-2-2) が、これは評価に際しそれまで存在していた必修科目 1 科目以下の評価猶予期間(半期)の設置、すなわち再評価期間の設置科目が全廃され、進級判定がより厳密になったことなどによる。

図 卒業年度別にみた看護師国家試験の受験者数・合格者数及び合格率(本学、全国平均)

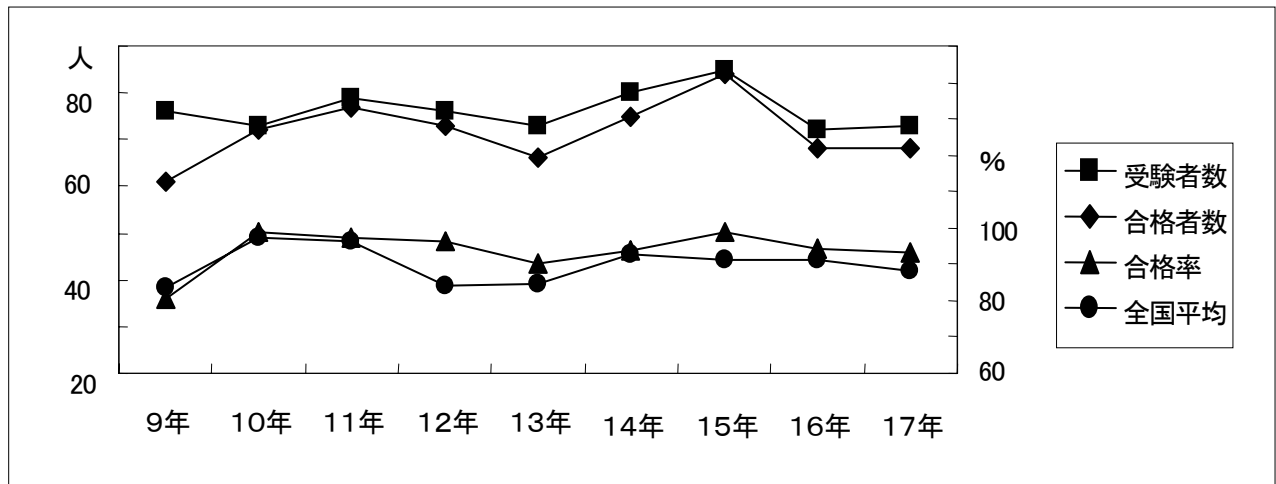


表 看護師国家試験の受験者数、合格者数、合格率(本学、全国平均)の年次推移

卒業年度(平成)	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
受験者数(人)	76	73	79	76	73	80	85	72	73
合格者数(人)	61	72	77	73	66	75	84	68	68
合格率(%)	80.3	98.6	97.5	96.1	90.4	93.8	98.8	94.4	93.2
<全国平均>	83.6	97.1	96.4	84.1	84.3	92.6	91.2	91.4	88.3

資料 6-1-2-1 *看護師国家試験合格状況 (参考資料 6-3 「平成 18 年度企画運営会議(議事録資料)」)

資料 6-1-2-2 *平成 17 年度単位取得状況 (参考資料 2-1 「平成 17 年度教授会第 12・14 回(議事録・資料)」)

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果は表れており、看護師国家試験結果などから効果は上がっていると判断できる。

観点 6-1-3 : 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。

【観点到に係る状況】

平成 16 年 2 月教授会において「川崎市立看護短期大学学生による授業評価実施要項」が承認され、同年 4 月から全科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」を開始した。授業の評価は、科目の特性にあわせ 4 種類のフォーマットを作成し、学生の授業への取り組み、授業の内容、学習の成果などのカテゴリからなる設問で構成され、さらに自由記載欄があり学生が要望や意見を記載できる様式となっている。平成 16 年度のアンケート結果は、実施科目数 91 科目、回収率 80.0%であった。総合教養科目、看護基礎科目、看護専門科目別では、看護基礎科目が全体的に若干低く、また総合教養科目の「演習に関する内容・方法および学習成果」が 3.9 点であった。一方、他の科目はすべて 4.0~4.6 点で、特に、看護専門科目の実習科目は、4.3~4.6 点と高い得点であった(5 点満点)。平成 16 年度終了前には、教職員に対して『学生による授業評価アンケート』実施に対するアンケート調査を行い、実施に対する問題点および課題を明らかにした(資料 6-1-3-1)。

これにより、平成 17 年度は、授業評価アンケートのフォーマットを改善し、また、学生のプライバシーが保持できる工夫を加えた。新教育課程が開始された平成 17 年度は全・後期ごとに集計し、アンケート結果を早期に教員にフィードバックし以降の講義に生かせるようなシステムに改善した。前期、後期の計 80 科目(前期 39 科目、後期 41 科目)で実施し、回収率は前期 77.0%、後期 54.5%であった。旧教育課程(新カリキュラム)の看護基礎科目、新教育課程(新カリキュラム)の基礎科目・専門基礎科目は 3.4 点~4.1 点であり、相対的に低い傾向が見られた。これに対して実習科目は、新・旧カリキュラムの科目とも 4.1 点以上を示し、相対的に高評価であった。これら「学生による授業評価アンケート」結果は、より速やかに学生にフィードバックするためにウェブサイトにも掲載している(資料 6-1-3-2)。加えて、ウェブサイトには各科目担当教員によるアンケート結果の分析・今後の対策を掲載しているほか、学生と科目担当教員、自己評価委員会との意見交換のために教員および委員会のメールアドレスを記載し、学生のニーズをより吸収できる体制としている。

資料 6-1-3-1 *平成 16 年度「学生による授業評価アンケート」教職員アンケート調査の結果報告 (参考資料 2-1 「平成 17 年度教授会(4 月・議事録資料)」)

資料 6-1-3-2 *学生による授業評価アンケート (参考資料 1-6 「ウェブサイト(学内専用 授業評価)」)

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価アンケートは、全科目で実施され、回収率 54.5~80.0%と概ね意見を得ることができた。アンケート結果から教育の効果に対する学生の判断をみると、基礎科目・専門基礎科目と比較して、看護専門科

目および実習科目では相対的に高く、4.0 以上の高評価を得ている。学生の意見をより早くフィードバックできる体制や学生と教員・委員会が意見交換して教育の効果がさらに高められるよう、システム作りも行なっている。以上から、学生自身は短期大学の意図する教育の結果があったと判断していると考えられる。

観点 6-1-4 : 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学の目的を受け、養成しようとする人材像として、的確な判断力や看護実践能力を有し、地域社会に貢献できる人材の育成を教育理念に掲げている(資料 1-1-1-2、1-1-1-3)。

卒業後の看護師国家試験合格、進路指導へ向けた学内体制として、看護師国家試験対策としては学生委員会を中心とした対策を展開し(資料 6-1-4-1)、看護師国家試験合格率(資料 6-1-2-1)は、初年度を除き全国平均を上回る好成績で推移している。

一方、進路指導体制としては、年 4 回進路ガイダンスを 2-3 年生中心に実施し(資料 6-1-4-2)、市内への就職の定着対策として市病院局や健康福祉局職員による市内医療体制の話、市内に就職した先輩の話・相談コーナーなどを積極的に実施してきている。卒業生の進路状況の実績では、就職者が 70~80%台、大学編入・保健師・助産師学校などへの進学者が 7-18%で、大部分の学生が第一線の看護現場へ羽ばたいている。また平成 17 年度には就職者 57 人のうち市及び市内施設への就職者が 22 人と過去最高の 38.6%を占めるに至り、地域社会への貢献の観点から教育成果が上がった(資料 6-1-4-3)。

資料 6-1-4-1 *平成 18 年度国家試験対策予定 (参考資料 6-2 「平成 18 年度教授会(4 月資料)」)

資料 6-1-4-2 *平成 18 年度進路ガイダンス (参考資料 2-1 「平成 17 年度第 17 回教授会(資料)」)

資料 6-1-4-3 *卒業年度別の進路状況 (参考資料 6-3 「平成 18 年度第 1 回企画運営会議(資料)」)

【分析結果とその根拠理由】

卒業年度別の看護師国家試験合格率は、初年度を除き全国平均を上回っており、意図する人材養成という教育の成果として取りあえず所期の目的は達成されている。

卒業後の進路状況の実績は、就職率が全体の 70-80%台で、大学編入・保健師・助産師学校などへの進学者が 7-18%であるが、短期大学の性質上さらに高度の知識・技術の修得をめざし進学する学生への門戸は開いておく必要はある。公立短期大学として、地域社会への貢献という観点からみると、平成 17 年度は川崎市内への就職率は就職者全体の 38.6%と過去最高であり、教育成果が上がったと判断できる。

観点 6-1-5 : 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 11 年、就職先の施設関係者から就職後早期に職場不適應のため修業困難となった卒業生情報や、「看護の現場が期待する卒業生の特性」と「学校側の看護教育の方向性」との乖離について指摘があった。平成 12 年 8 月に卒業生対象のアンケート調査を実施し、本学の教育について意見収集する取り組みが行われた(資料 6-1-5-1)。

こうした背景の中、本学として学生教育上の役割と責任の重大性、教育内容の見直し等の必要性を強く認識するに到り、看護現場の貴重な意見聴取を行うため実習先を含む卒業生就職先施設への訪問調査を平成 11 年度から開始し、現在まで 7 年間継続実施している(資料 6-1-5-2、6-1-5-3)。自己点検・評価活動の一環と位置づけ、施設訪問に関する実施要領を作成(資料 6-1-5-4)し、平成 17 年度は 15 施設を訪問し、卒業生の就業状況、早期退職者などの情報や本学に対する要望、看護基礎教育に望むこと、次年度採用予定等の情報を集約・分析した報告書「施設訪問結果の概要」は平成 18 年 6 月教授会に報告され、所定場所に保管されている(資料 6-1-1-4)。

訪問調査の結果、「施設側から見た卒業生の特性」、「看護基礎教育に望むこと」として、「基本的なマナー」(社会人・専門職業人としての態度、基本的な生活習慣)・「自己表現やコミュニケーション能力」・「新たな技術を学ぶ姿勢や根拠に基づいた看護実践」などの不足が挙げられる一方、個人差が大きい問題とも指摘されている。

「施設側から見た卒業生の適応状況」として、社会人 1 年目で不慣れな点が多く、一人一人課題を抱えて努力しつつ責任感を感じて徐々に就職先の環境に適應していく卒業生の姿がみられている。平成 11 年度以降、就職後に職場への適応困難により毎年早期退職者が数人みられていたが、平成 17 年度訪問の 15 施設では早期退職者は 2 人で、いずれも結婚や家族の健康問題など個人的理由によるものであった。これら結果のフィードバックによって、現在の教育理念のなかに、看護実践力の育成、地域への貢献、生涯にわたる専門性の追究などが盛り込まれ、社会のニーズをより意識した教育内容へと改善が図られきている。また、在学生の教育評価の充実、在学生の進路指導内容の充実、卒業生の就職先の安定確保、訪問による施設との連携の強化などにも繋がっている。

資料 6-1-5-1	* 卒業生を対象としたアンケート調査 (参考資料 1-7 「自己点検・評価報告書(平成 12 年度)」 p17、p60～p62)
資料 6-1-5-2	* 施設訪問実施の経緯 (参考資料 1-7 「自己点検・評価報告書(平成 13・14 年度)」 p14～p19)
資料 6-1-5-3	* 施設訪問結果データ (参考資料 1-7 「自己点検・評価報告書(平成 15・16 年度)」 p85)
資料 6-1-5-4	* 施設訪問実施要領 (参考資料 6-4 「平成 16 年度第 7 回教授会議事録

【分析結果とその根拠理由】

平成 11 年度から卒業生就職先の施設訪問調査を行っており、採用情報や卒業生の就業状況、早期退職者などの情報や本学に対する要望、看護基礎教育に望むこと等、貴重な意見を聴取することができている。

実習施設には必ず施設訪問を実施することによって、卒業生の動向を把握するだけでなく実習施設との連携強化にも繋がっている。これらの調査結果は、教育内容の具体的な改善として、平成 17 年度の新教育課程(新カリキュラム)改正にも生かされており、今後さらに教育活動へのフィードバックを整備・強化していくことが大切であると考えている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

看護師国家試験合格率は、初年度を除き平成 17 年度まで全国平均を上回る好成績で特筆される。

学生による授業評価アンケートの結果から看護専門科目および実習科目は、全質問項目で 4.0 以上の高得点を

得ており、本学の意図する教育の効果について学生自身が高く評価・判断しているといえる。授業評価アンケートの概要はウェブサイトで公開され、より速やかに学生にフィードバックする一方、学生・教員間での意見交換も可能にしており、授業改善への有用かつ優れたシステムと考えられる。

実習施設を含む卒業生就職先施設への訪問調査は継続的に展開され、卒業生の動向、適応状況の把握のみならず、本学教育に対する意見聴取の場として施設側との情報共有、連携強化にも繋がる優れた取り組みといえる。

【改善を要する点】

養成しようとする人材像への達成状況を検証・評価する取り組みを、より具体的、より適切に整える必要があり、平成 17 年度設置されたカリキュラム形成評価会議が、その役割を担い機能することが期待される。

川崎市の公立短期大学として、地域貢献という観点から、川崎市内への就職に関して、さらなる市内への就職が定着していくような学生への対応・活動が必要と思われる。

(3) 基準 6 の自己評価の概要

本学における、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、設置目的に沿った新たな教育理念・教育目標の中に明示されている。また、その達成状況を検証・評価するための取り組みに関しては、カリキュラム形成評価会議、教務委員会、自己評価委員会等を中心とした諸活動・調査を通して展開されてきている。今後は、より明確・より具体的な卒業時の到達像の明文化を図るとともに、達成状況に対しては一層の検証・評価体制を整備していくことが重要であると考えている。

各学年や卒業（修了）時等の状況をみると、各学年の進級に関しては大多数が単位を取得し進級、卒業に至っている。看護師国家試験の結果は、本学卒業生の合格率は初年度を除き全国平均を上回っており、意図する人材養成という観点からは教育の成果として所期の目的は達成されている。

学生による授業評価アンケートを平成 16 年度から開始し、全科目で実施している。学生の判断をみると、基礎科目・専門基礎科目と比較して、看護専門科目および実習科目での得点が 4.0 以上と相対的に高く、概ね看護系短期大学として意図する教育の成果があったと学生自身が評価していると考えられる。

卒業後の進路実績では、就職の割合が 70-80% 台、大学編入・保健師・助産師学校などへの進学者が 7-18% であった。公立短期大学として地域社会への貢献という観点からは、平成 17 年度は川崎市内への就職率は就職者全体の 38.6% と過去最高であり、看護職の充実を求める本市の医療行政と本学教職員による市内への就職指導の成果が現われた結果と考えられる。

平成 11 年度から継続的に卒業生就職先の施設訪問調査を主たる実習施設を含め実施している。卒業生の就業状況、早期退職者など職場での適応状況、本学への要望・看護基礎教育に望むこと、次年度採用情報等、貴重な情報・意見を聴取できるだけでなく施設側との連携強化にも繋がる有用な取り組みと重視している。これら調査結果は、教育内容の具体的な改善として、平成 17 年度の新教育課程(新カリキュラム)改正にも生かされており、今後さらに教育活動へのフィードバックを整備・強化していくことが大切であると考えている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの自己評価

観点 7-1-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

年度当初に、教務委員会及び事務局から、学生ハンドブックの履修概要(資料 7-1-1-1)および履修規程(資料 7-1-1-2)に沿って学年ごとに履修に関するオリエンテーションを行っている。選択科目は少なく科目選択の迷いや混乱は少ないが、適切な選択が行われるよう、科目選択用紙(資料 7-1-1-3)を簡便化して用いており、円滑に行われている。休学者、留年者及び仮進級者には、教務委員が個別に面接し、具体的に科目選択の指導を行っている。

資料 7-1-1-1 *履修概要 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(履修)」 p100-p101)

資料 7-1-1-2 *履修規程 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006(履修規程)」 p130-p133)

資料 7-1-1-3 *履修届 履修登録確認表(学務システム)

【分析結果とその根拠理由】

毎年年度初めに、教務委員会及び事務局から、学生ハンドブック履修概要および履修規程に基づき、全学生に対し学年ごとに履修に関するオリエンテーションを行っている。その結果、科目選択の漏れや誤りはほとんど起こっていない。また、休学者、留年者及び仮進級者には、個別に具体的科目選択の指導を行っており、授業科目の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-1-2: 進路・学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

進路・学習相談・支援等については、全学生に対して新入生研修及び新年度オリエンテーション時に実施するとともに、進路ガイダンスを年間3回開催している(資料 6-1-4-2、7-1-2-1)。個別적으로는、担任制を導入しており、よりきめ細やかな対応ができるよう教員2人が1組となって連携し、1年生と2年生を各6~7人を受け持ち、3年生は研究指導で接点の多い「看護研究Ⅱ」指導教員が2~5人を受け持つことで対応している。担任は、個別面接等を通して学習を含む学生生活全般の相談・支援、3年生に対しては、進路(就職及び進学)相談・国家試験対策等の相談にも応じている。学生委員会が担任制を所轄し、担任会議等の調整、担任不在時の緊急対応、担任からの相談、担任間の調整等を行っている(資料 7-1-2-2、資料 7-1-2-3)。

資料 7-1-2-1 *平成 18 年度進路ガイダンス ((参考資料 2-1 「平成 17 年度教授会(第 17 回資料)」)

資料 7-1-2-2 *担任制 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006」 p113)

資料 7-1-2-3 *平成 18 年度担任制・担任会議・年間スケジュール (平成 18 年度第 1 回担任会議資料)

【分析結果とその根拠理由】

平成 17 年度の担任制についてのアンケート（資料 7-1-2-4）結果は、「よかった」が 60.9%であった。1、2 年生は 85～95%の学生が「担任に相談することは特になかった」としているが、1 年生からは「入学当初とても心強かった」、2 年生からは「進路に対する考えがまとまった」などの回答がみられた。3 年生は、88%の学生が「進路や学習面などに関する相談」に担任を活用しており、「様々なことを相談できた」等の回答があった。

また、平成 17 年度の進路ガイダンスについてのアンケート（資料 7-1-2-5）結果では、「役に立った」が 94%で、内訳は「面接練習」59%「卒業生のスピーチ」31%「進路相談」18%であった。平成 17 年度は卒業生全員が進学・就職が決定している。これらのことから、進路・学習相談、助言については適切に行われていると判断する。

資料 7-1-2-4 *平成 17 年度担任制アンケート結果（学生回答）（「平成 17 年度第 3 回担任会議」資料）

資料 7-1-2-5 *進路活動及び就職活動アンケート調査結果（参考資料 2-1「平成 17 年度第 3 回教授会」資料）

観点 7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

各授業科目で実施している「学生による授業評価アンケート」の自由記載欄に記載された内容や、毎年実施している学生向けの「学習会」、「学内合同特別講義」、「看護師国家試験対策補講」などに際し事前に要望を調査し、希望の学習領域・テーマ等を具体的に把握することができ、また担任制による面接や相談、担任制に関するアンケート調査などからも学生ニーズを汲み取る取り組みを行っている。

資料 7-1-3-1 *平成 17 年度学習会、学内合同特別講義（参考資料 2-1 「平成 17 年度第 7 回教授会」資料）

資料 7-1-3-2 *平成 17 年度国家試験対策補講アンケート結果（参考資料 2-1 「平成 17 年度学生委員会（会議録）」

【分析結果とその根拠理由】

「学生による授業評価アンケート」、「学習会」、「学内合同特別講義」、「看護師国家試験対策補講」開催前に行う要望調査、担任制での面接・アンケート調査などから、学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されていると判断できる。

観点 7-1-4： 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】 該当なし

【分析結果とその根拠理由】 該当なし

観点 7-1-5 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

入学直後に、入学者に学習・基礎学力に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえて希望者を対象に自然・生命科学系の基礎的内容の学習会を開催し、「役立った」と良好な評価を得ている（資料 7-1-3-1）。観点 7-1-2 と同様に、担任制がきめ細やかな学習・生活支援ができるよう充実が図られている（資料 7-1-2-1）。

休学者、留年者、仮進級者等に対しては、前・後期毎に教務委員 2 人が面接し、個別に学習支援を行い、健康上の問題が学習継続に与えている学生への支援は、個人情報保護の観点からも特に慎重に対応している。また看護師国家試験に不安を抱える 2, 3 年生を主な対象にしつつ希望者全員に看護師国家試験対策の補講、模擬試験を実施し、国家試験対策に関するアンケート調査結果で有効であったとの回答が得られている（資料 7-1-3-2）。

【分析結果とその根拠理由】

支援を必要とする学生に対して、多様な複数の対応策が整えられてきている。学習会の参加者や看護師国家試験対策補講に関する評価は良好であり、担任制も含めて概ね有効に機能しているといえる。以上から、支援を必要とする学生への学習支援に関して、適切な支援ができていると判断される。

観点 7-2-1 : 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

看護に関する高度の知識及び技術を習得するためには、授業のみならず自習も不可欠である。本学では、学生の自主学習意欲に応えるため、図書館や情報処理学習室、演習室、標本展示室、等の学習環境の設備を整えている（資料 7-2-1-1）。また、実習室等も授業で使用していないときには開放し、実技面での自己トレーニングが可能な環境を整え（資料 7-2-1-2）、施設等利用規程（資料 7-2-1-3）に沿って使用している。

資料 7-2-1-1 *施設概要、各階平面図 参考資料 1-4 （「学生ハンドブック 2006」 p171～p173）
 資料 7-2-1-2 *施設・設備 参考資料 1-7 （「自己点検・評価報告書平成(15・16 年度)」 p7～p11）、
 参考資料 1-5 （「年報(平成 16 年度)(施設の概要)」 p54）
 資料 7-2-1-3 *施設等使用規程 参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006」 p152～p53)

【分析結果とその根拠理由】

設備は学生数に鑑みても十分に整備・確保され、利用に際しても柔軟な対応がなされており、効果的に使用されていると判断する。

観点 7-2-2 : 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の自治活動に対して、諸活動の運営費は後援会により補助され、学生委員会では賠償保険加入に関する支援も行っている。

学生サークル活動については、現在 11 団体が登録されている（資料7-2-2-1、資料7-2-2-2）。学生委員会の教職員がサークルの設立・継続時、課外活動代表者会議への助言等を通して支援しているが、サークルの顧問教員による支援も行われている。学内には「課外活動室」があり、グラウンドや体育館の使用も申請により随時可能である。

学生自治会活動においては、学生自治会総会及び学生自治会役員会議に学生委員会の教職員が参加し、学生との連絡調整・指導を行なっている。また、学生自治会運営の経費内容については報告を受け、運営金の交付並びに適正な支出がなされているか確認している。学内に「自治会室」があり活動に必要な施設は確保されている。

青朋祭（大学祭）については、学生委員会の教職員が青朋祭実行委員との連絡調整・準備に関わり、進行状況の確認と学生からの相談に対応、各企画に関する担当教員などへの調整および、使用物品の借用書作成など、活動が円滑に進むよう図っている。

資料7-2-2-1 ＊平成17年度登録団体（参考資料2-1 「平成17年度学生委員会資料」

資料7-2-2-2 ＊学生団体設立（参考資料1-4 「学生ハンドブック2006(学生細則)」p136

【分析結果とその根拠理由】

自治活動を行うための学内設備は充実しており、また教職員は学生の自主性を尊重しつつ、「組織」「チームワーク」「他者とのコミュニケーション」「リーダーシップ」等を諸活動から学び得ることができるよう必要な指導・支援を行っている。以上から、課外活動が円滑に行なわれるよう支援が適切に行なわれていると判断する。

観点7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学生の心身の健康相談には、健康相談室（保健師：常在、校医：1ヵ月に1回）と学生相談室（臨床心理士：週1回）が対応し、後者はカウンセリング利用者の増加と学生のプライバシー保護の観点から平成18年4月より「学生相談室」用に別室を確保した。相談室には健康相談室長を置き、学生および教職員の相談に応じている。平成17年度健康相談・カウンセリング実施状況は334件（保健師258件、校医35件、カウンセラー41件）であった（資料7-3-1-1）。また、年2回保健会議を開催し、学校全体の健康問題の対処について討議を行っている（資料7-3-1-2）。

学生委員会には保健に関する担当者を配置し、健康・保健指導を企画している。平成18年度は学生のストレス対処行動が低下している現状から本学カウンセラーを講師に招聘し学年毎にストレス対処方法の講義を実施している（資料7-3-1-3）。学生は役に立った（とても役立った、役立ったと答えている学生が95%以上）としている（資料7-3-1-4）。

進路に関する情報提供のため、就職・進学コーナー（資料7-3-1-5）を設置し、常時利用可能となっているほか、生活、学習、各種ハラスメントなど学生生活全般の相談に応じる担任制を導入し、学生に対して学生ハンドブック、

新年度オリエンテーション時などに周知を図っている。

資料 7-3-1-1	*平成 17 年度第 1 回保健事業報告 平成 17 年度第 1 回・第 2 回保健会議資料
資料 7-3-1-2	*保健会議 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(保健管理規程)」p253-p254)
資料 7-3-1-3	*平成 18 年度学生オリエンテーション時の健康教育の内容について (参考資料 2-1 「平成 17 年度第 17 回教授会資料」)
資料 7-3-1-4	*平成 18 年度健康教育評価 (学生委員会資料)
資料 7-3-1-5	*進路相談 (参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006」 p113)

【分析結果とその根拠理由】

各種相談、助言、支援対策が実施され、学生にも利用されている。個別の相談のみならず、講演等による保健指導など学生全体への働きかけが、学生から役立ったとの評価も得られている。以上のことから、相談・助言、支援体制は整備され、機能していると判断できる。

観点 7-3-2 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者 (例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。) への生活支援等が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、設備として点字ブロック、入り口のスロープ、エレベーター(点字表示付)を有しているほか、心・身の健康問題などを抱えている学生に対しては、健康相談室、学生相談室等が設置されており、学習の継続に支障が生じるような場合には「学習継続に係わる学内対策会議が機能し、カウンセラー、校医及び保健師、担任などから情報提供を受け、支援を必要とする学生への相談・助言等につき討議がなされる (資料 7-3-2-1、7-3-2-2)。

資料 7-3-2-1	*学習継続に問題がある学生の情報伝達システム (参考資料 2-1 「平成 16 年度第 3 回教授会」資料)
資料 7-3-2-2	*平成 17 年度 学習継続に係わる学内対策会議実績

【分析結果とその根拠理由】

心・身の健康問題などを抱える学生に対しては、健康相談室、学生相談室、「学習継続に係わる学内対策会議」などが置かれ、速やかに適切な対応等が連携してとれるような支援体制が整えられていると判断する。

観点 7-3-3 : 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

これまで数年間にわたり全学生対象に「食事と喫煙に関するアンケート」を実施し、食生活や喫煙についての現状およびニーズの把握を行なってきた（資料 7-3-3-1）。また、担任が個別面接などから学生の日常生活や学生生活上の相談事の中からニーズを汲み取り、内容に応じて個別対応あるいは学生委員会との連携により生活支援に繋げている。平成 17 年度に実施した担任制についてのアンケート（資料 7-1-2-5）では、「様々なことに相談に乗ってくれた」等の回答があった。

資料 7-3-3-1 *平成 17 年度食事と喫煙に関するアンケート結果（参考資料 2-1 「平成 17 年第 1 回保健会議資料」）

【分析結果とその根拠理由】

学生の生活面のニーズは各種アンケート調査や担任による関わりなどを通して、概ね適切に把握されていると判断する。

観点 7-3-4： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

奨学金・修学資金に関しては、入学式直後に希望者に対して説明会を開催し、経済状況に応じて活用を勧めている（資料 7-3-4-1）。本学集約分に関しては、平成 18 年度は日本学生支援機構第一種奨学金 10 人、日本学生支援機構きぼう 21 プラン奨学金 8 人、川崎市立看護短期大学奨学金（資料 7-3-4-2）10 人、神奈川県看護師等修学資金 5 人、川崎市看護師等修学資金（民間）3 人、計 36 人の枠に 32 人の応募があり調整を行った。平成 18 年度新規奨学金貸与希望者に関しては、96.9%（採用実数／希望者）の充足率であった。

学生支援機構の進学採用枠を含め、現在上記 5 つの貸与・給付は 106 人で（資料 7-3-4-3）、これは全在学生の 43% に相当する。

授業料免除制度は、川崎市立看護短期大学授業料等の減免取扱要項（資料 7-3-4-4）に規定されているが、これまで免除要請はない。その他、各病院の奨学金制度等については学内の奨学金コーナーに掲示し、希望者各自が応募している。

本学では、学生寄宿舎を設置していないため、就職・進学コーナーに資料を用意し、遠方からの通学者の住まいの確保に役立たせている。

資料 7-3-4-1 *奨学金・修学資金（参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006」 p111～p112）

資料 7-3-4-2 *奨学金貸付（参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006」 奨学金貸付条例 p165～p167、奨学金貸付条例施行規則 p168-p170）

資料 7-3-4-3 *平成 18 年度奨学金貸付者数（学務システム）

資料 7-3-4-4 *授業料等の分納及び減免（参考資料 1-4 「学生ハンドブック 2006」 p126）

【分析結果とその根拠理由】

奨学金・修学資金は、全在学生の43%が貸与・給付され、平成18年度新規奨学金貸与希望者に関しては、96.9%の充足率であったことから、比較的貸与されやすい状況と考えられる。また、川崎市立看護短期大学奨学金の返還率は100%である。以上のことから経済的な支援が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

個々の学生に対する学習・生活支援体制として、少人数制によるきめ細やかな担任制を実施し対応している。学生全体に対する学習支援として、学生の希望を踏まえ、「学習会」、「学内合同特別講義」、「国家試験対策補講」を実施し成果をあげている。また、学習環境として演習室、図書室、情報処理室等の自己学習を含め設備・運営も整い利便性も図られている。

学生の健康面では、健康相談室長を中心とし、校医、保健師、カウンセラー（臨床心理士）を置き、相談体制が整っている。学生全員を対象とした健康・保健教育を学生のニーズに沿って実施し、成果をあげている。「学習継続に係わる学内対策会議」を設置し、特に健康問題を中心に、学生および保護者、実習担当教員、実習関係施設等との調整、相談を行い包括的な支援を行い、円滑な学習支援につながっている。

【改善を要する点】

看護系教員は実習指導で不在が多いこともあり、担任として1、2年生の利用率は低く、今後の改善へ向けての工夫を要する。

(3) 基準7の自己評価の概要

学生の修学支援に関しては、新入生オリエンテーション等により、本学の教育理念、教育目標、履修方法などについて適切な指導が行われている。また、きめ細やかに教員2人が1組となり連携する担任制を実施しており、学習、生活、進路相談等全般的な学生相談に応じている。進路相談については、進路ガイダンスを年間3回開催し好評を得ている。また、学生全体に対する学習支援として、学生の希望を踏まえ、「学習会」、「学内合同特別講義」、「国家試験対策補講」を実施し成果をあげている。学生の学習ニーズの把握は、教務委員会のアンケート調査、各教授授業評価、担任面接等を踏まえ、把握につとめている。また、学習環境として、演習室、図書室、情報処理室、標本展示室等の自己学習設備等も十分に整っており、利用に関する利便性も図られている。

学生の健康面では、健康室長を中心とし、校医、保健師、カウンセラー（臨床心理士）を置き、相談体制が整っている。また学生の集団を対象とした健康教育を学生のニーズに沿って実施し、「喫煙、食事指導」、「ストレスとその対処方法」等のテーマで実施しており、成果をあげている。また、「学習継続に係わる学内対策会議」を設置し、特に健康問題を中心に、学生および保護者、実習担当教員、実習関係施設等との調整、相談を行い包括的な支援を行い、スムーズな臨地での学習支援に貢献している。

学生の主な自治活動は、学生サークル活動、学生自治会活動、青朋祭（大学祭）であり、諸活動の運営金については後援会による補助が行われている。学生サークル活動については、現在11団体が登録されており、学生委員会の教職員がサークルの設立・継続時、課外活動代表者会議への助言等を行ない、サークルの顧問教員も支援している。学内には「課外活動室」、「自治会室」が設けられ、グラウンドや体育館の使用も可能であり、活動に必要な施設が整っている。

奨学金・修学資金は、全在学生の43%に貸与・給付され、平成17年度新規奨学金貸与希望者に関しては、96.9%の充足率であり、比較的貸与されやすい状況であると考えられる。また、川崎市立看護短期大学奨学金の返還率は100%で適切に経済支援が行われている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの自己評価

観点 8-1-1 : 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

校地面積は、12,375.82 m²、校舎面積は、9,418.48 m²であり、校舎内に講堂、体育館、図書館を有している。講義室については、8室、演習室6室、情報処理学習室並びに語学学習室が各1室、基礎看護実習室など各種実習室を8室確保しているほか、教員用の個人研究室が21室、合同研究室が1室ある。また、学生の厚生施設としては、学生・職員食堂、保健相談室、学生自治会室、課外活動室2室がある。さらに、学生用と教員用それぞれ談話室を設けており、グループ学習等に活用可能となっている(資料8-1-1-1)。

資料8-1-1-1 *施設の概要 (参考資料1-4 「学生ハンドブック 2006」 p171～p172)

【分析結果とその根拠理由】

短期大学設置基準では、校地面積は学生当り 10 m²と定められており、本学の学生定員は240人であるので、校地の必要面積は、2,400 m²、校舎面積基準は、2,600 m²でありいずれも基準を上回っている。設置すべき施設についても具備しており、学生及び教員の環境整備は整っており優れた教育・研究を進めることが可能である。また、廊下等の空きスペースに長机とイスを整備し、グループワークや自習スペースとして有効活用を図っている。

観点 8-1-2 : 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

学内には二系統のローカルエリアネットワーク (LAN) が構築されている。一系統は川崎市に直結する LAN で、端末が 14 台設置されている。自治体行政情報の授受には、この系統の LAN を利用している。研究、教育に関しては、この系統とは全く独立した形で学内 LAN が構築されている。学内 LAN はパソコン学習室の PC 群、30 人弱の教員使用の PC 群、図書館の PC 群の三つのブロックから構成され、これらをサーバ群である総合管理システムが束ねている (資料8-1-2-1)。パソコン学習室のシステムは、平成 14 年 8 月末に、5 年リース契約で更新された。デスクトップ型 PC FMV-C600 47 台、15 インチ液晶ディスプレイ 46 台、17 インチ液晶ディスプレイ 1 台、モノクロレーザープリンタ 6 台、カラーレーザープリンタ 1 台、A 3 版スキャナー 3 台が設置されている。OS は Windows XP Professional で、PowerPoint を含む MS Office、Photoshop Elements 等がプリインストールされている。学外とは OCN Bフレッツ ビジネス (グローバル IP アドレス 16) で接続され、通常 20～30Mbps の通信速度が確保されている。図書館では、図書貸し出し、返却管理用の業務端末とともに、文献検索ならびに蔵書検索用に計 4 台の端末が設置されている。パソコン学習室からの文献検索等もちろん可能であり、学内 LAN と外部接続の部分

にはファイアウォールを設置するとともに、ウイルス対策にも十分配慮している。大学独自の Web サーバも立ち上げ、外部からのアタックの状況やログの解析等も外部企業に委託し、運用・管理においても十分な注意を払いつつ、快適な情報環境を提供している(資料 8-1-2-1)。

資料 8-1-2-1 *川崎市立看護短期大学 ネットワーク系統図

【分析結果とその根拠理由】

医療施設においても IT 化のスピードは増しており、診断機器、治療機器をはじめ、レセプト処理、電子カルテなど多くの普及を見ている。卒後、医療現場で看護業務を速やかに実践するためにも、学内での情報機器の操作に習熟しておくことが必要である。情報に関する科目は 1 学年を 40 人の二クラスに分け実施しているため、個人で PC を占有することができる。電子機器の習熟は自らが実行しなければ、上達は困難である。PC と対峙している総時間数と習熟度は比例すると言っても過言ではない。学年が進むに従って、専門基礎、専門領域の報告書を作成する機会も多くなるが、本学においては、PC が他の学生と競合したり、使用できないということもなく、情報に関する環境は良好であると判断している。

観点 8-1-3 : 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点到に係る状況】

毎年、学生・教職員に配布しているハンドブック(学生便覧とシラバスの合冊)に川崎市立看護短期大学施設等利用規程、施設概要等を記載している。また、年度当初のオリエンテーション時にこれらの説明を行っており、本学ホームページでも規程の閲覧は可能となっている。

【分析結果とその根拠理由】

施設利用については、利用規定が整備されており、ハンドブックへの掲載や本学ホームページへの掲載により周知は十分と考える。しかしながら、土・日、休日等の利用に際し、使用願の未提出ケースが見受けられることから、取扱いについての徹底を図る必要がある。

観点 8-2-1 : 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

図書館資料は、本学の学問分野である看護及びその関連分野の専門図書を中心に収集を行っているが、一般教養的な図書も受け入れている。平成 17 年度末における図書館の蔵書数は、図書 40,933 冊、視聴覚資料 682 点である。学問分野に関する主な図書の蔵書比率は、看護学 14.5%、医学・薬学 31.5% とほぼ半数を占めている。平成 18 年度の学術雑誌数は、和雑誌 92 誌、洋雑誌 28 誌であり、そのほとんどが看護・医学・福祉系雑誌である。また、紀要等を含めた雑誌の書誌数は 600 タイトルである。資料のデータ入力、国立情報学研究所の目録所在情報サービスに参加し、これに準じて本学の所蔵目録を作成している。外部データベースは、医学中央雑誌 Web 版・CINAHL (CD-ROM 版)・国立情報学研究所の CINI 機関定額制を契約している。図書館には OPAC 以外の利用者

端末は1台しかないため、医学中央雑誌Web版は、ID/パスワードを割振り、研究室と情報処理学習室での利用も可能にしている。

利用に関しては、平成14年度に開館時間を30分間延長して19時30分までとし、実習終了後の利用に対し利便性を図った。また、他大学図書館や病院図書室等の文献複写・施設利用等の相互協力による研究・学習の支援及び教育研究上必要な資料が系統的に整備され有効に活用されていると判断している(資料8-2-1-1)。

資料8-2-1-1 *図書館資料収集方針・除籍基準、図書館案内図、平成17年度図書館蔵書統計・利用統計

【分析結果とその根拠理由】

1 図書は、希望調査及び予約・リクエスト制度を取り入れながら、看護系の新刊を中心に資料収集方針に基づき選書している。分類は、日本十進分類法新訂8版によるが、492.9の看護学に該当する図書は、下位項目として日本看護協会看護学図書分類表に基づきN分類を用いている。背表紙に色別シールで表示し、利用しやすいよう閲覧席近くに配置している。また、各分野にわたる看護関連図書についてもシール表示し、N分類の後にまとめて配置している。看護学・看護関連図書の書架の近くには、本学の紀要や学生の論文、主な実習先の刊行物、川崎市や県の看護関連の行政資料をR09で展開・配置し利便を図っている。

2 学術雑誌は、希望調査や洋雑誌の利用実態調査を行いながら継続見直しを行っている。和・洋別に配置し、和雑誌は看護系とそれ以外の雑誌に分け利用しやすくしている。

3 視聴覚資料は、資料形態別の受入順で整理されている。選定は、希望調査を中心に行ってきたが、17年度の調査実施にあたり所蔵する視聴覚資料のリストや映像出版関連会社のパンフレットの閲覧、ホームページ上で閲覧できるシステムの紹介や利用のためのアドレスの取得など選定に役立つ情報を提示した。資料数の増加に伴い、所蔵する資料の分析や所蔵の少ない領域やカリキュラムの改正を視野に入れた補充、DVDへの変更等の購入計画に基づき選定を進めている。また、図書に準じた分類法の2次区分による分類別リストを作成し、利用に供している。

4 外部データベースに関しては、平成14年度に医学中央雑誌のCD-ROM版からWeb版に変更し、16年度から2年生対象のオリエンテーションの中で利用方法の説明を行った。その結果図書館での利用が増加し学生の調査・研究に結びついている。

図書館利用は、毎年図書委員会によるアンケート調査を実施し、利用者の意見を反映させ、図書館の利用促進に繋がるように努めている。利用統計上は、別表3のとおり貸出や文献複写が減少傾向にあるが、インターネットの普及により学習媒体が図書だけでなくなくなったことが一番の原因と思われる。さらに平成16年度途中から試行(平成17年度本格実施)として貸出期間を1週間延長し2週間にしたことも一因と考えられるが、利用者からの要望を取り入れ、貸出期間の延長や長期休業中の期間延長を行ったが、アンケート調査によれば概ね好評である。

また、魅力のある環境作りの一環として、除架による資料の新しさが重要と考え、平成15年度に基準を設け除籍作業を行っている。寄贈による重複資料や除籍資料の一部を学内リサイクルに転用し、資料の有効活用を図っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

パソコンでは、画像処理に特色があり、A3対応のスキャナーもネットワーク接続されているため、大きな画像情報を扱うこともできる。出力装置としてモノクロレーザープリンタのみならず、A3版のカラー印刷もできるた

め、彩色豊かな報告書を作成することも容易である。学生約5人でPC1台を使用する割合になるが、実際は学年毎の臨地実習が行われ、学内の学生数は少なく、PC学習室で学生が競合して使用できないということはない。授業で使用している時間帯（4月のみ集中講義があるが、通常は週2コマの時間）を除けば、自由に使用できる。図書活動では、図書委員会が、毎年教員が研究費で購入している雑誌の調査結果をリスト化し、教員が相互に利用できるよう便宜を図っているが、図書館に未所蔵の雑誌閲覧・複写希望があった場合、このリストを活用し学生の希望に対応できるような態勢をとっている。また、図書館にはグループワークを行う設備がないため、学内のグループワークに対し、図書の一時貸出を行う等限られた予算とスペースの中でサービスの改善に積極的に取り組んでいる。

【改善を要する点】

最近ではノートパソコンも廉価となり、個人で購入しモバイルPCとして使用している学生もいる。現時点では、このような端末を手軽に学内ネットに接続することができない。端末としては、PC学習室もしくは図書館の端末からしかネットワークに入ることができない。学内には、学生のためのラウンジがあり、このような所から簡単にアクセスできれば、使用環境がさらに向上することは言うまでもない。

セキュリティに関しては、学内に設置されているクライアントは自動的に最新のウィルスパターンファイルをダウンロードし、ネットからあるいは、フロッピーディスクやCDなどの個人メディアからの侵入に十分配慮している。しかし、学生個人が家庭やモバイルで使用しているPCからのセキュリティに関しては、十分配慮しているとは言い難く、普段の啓蒙が重要となる。

（3）基準8の自己評価の概要

基準面積を上回る校地・校舎は、充実した施設・設備とあいまって特色ある教育・研究を可能している。

1 パソコンの設置についてであるが、本学の総学生数240人の規模からすると、47台のPCを設置したパソコン学習室の設備環境は優れているものと言える。入学時にアカウントとメールアドレスが与えられ、設備を自由に使用することができる。利用時間帯は、授業以外では、平日は9時から20時まで、休日においても総務学生課への事前申請を行い使用が可能である。外部へのアクセスも光方式による高速通信回路によって、インターネットの情報検索も容易で、使用制限をすることもない。メールは、携帯電話による送受信を一般利用としているが、報告書等添付資料の容量が大きいものは、学内メールサーバーによる専用アドレスが教官、学生間の情報授受に汎用されている。

2 図書館の利用整備は、日本図書館協会を始め5つの団体に加入し、加盟館との情報交換や研修会を通じて、図書館のより良い利用環境整備に努めている。特に日本看護図書館協会では、毎年行われる重複交換に参加し、欠号となっている雑誌の補充に努めると共に文献複写の相互協力も数多く行っている。

こうした施設設備利用の簡便化、効率化にむけた改善を図っているが、大学の施設設備の利用開放は社会要望だけでなく、公立という立場から地域還元としても求められている。特に、図書館利用については、調査研究を目的とする他大学や医療機関従事者へ図書館長の判断により利用を許可しているが一般開放は行っていない。平成18年度には、本学ホームページにOPAC（書名、資料名の検索機能）の公開により学外者への情報媒体の活用にも供していきたい。今後は、本学が看護短期大学の特性を、十分に活かしながら開放を積極的に進めていきたい。

本学の施設設備全体が、学習、研究の場或いは生活の場として教員、学生が利用しやすく、効果的なものとするために常に柔軟な対応が必要であると考えている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの自己評価

観点 9-1-1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

本学では、毎年定期的に年報を発行している。平成7年度の開学から平成16年度まで、本学の設置目的に基づき、教育活動、学生に関わる状況、教員の研究活動、開かれた大学の推進等への教育活動の実態について報告を行ってきた(資料9-1-1-1、資料9-1-1-2)。また、平成11年度からは自己評価委員会を設置し、本学の教育活動を見直し、課題を明確にするとともに、次年度の教育活動に生かしている。その教育活動については定期的に自己点検・評価報告書(平成11年度、12年度は毎年、平成13年度からは2年毎)として、発行している(資料9-1-1-3、資料9-1-1-4)。

資料 9-1-1-1	*平成7年度～平成15年度年報 (訪問調査時)
資料 9-1-1-2	*教育活動 (参考資料 1-5 「平成16年度年報」 p11～p15)
資料 9-1-1-3	*参考資料 1-7 自己点検・評価報告書 平成15・16年度
資料 9-1-1-4	*参考資料 1-7 自己点検・評価報告書 平成11年度～14年度 (訪問調査時)

【分析結果とその根拠理由】

教育の状況について、本学の設置目的に基づき、毎年度「年報」によって、その教育活動の実態について明らかにしている。また、平成11年度から「自己評価報告書」を発行し、本学の教育活動を見直し、課題を明確にするとともに、次年度の教育活動に生かしている。これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているといえる。

観点 9-1-2 : 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

学年の半期ごとに実施している「学生による授業評価アンケート」の結果ならびに各教員による分析・今後の対策等はウェブサイトに掲載され、学内の学生、教職員が閲覧することができる。またウェブサイトの中で教員のメールアドレスが掲載されており学生と教員及び教員間で意見交換できる場を設けている(資料9-1-2-1)。

各委員会が主催する学生対象の諸企画では、事後にアンケート調査を行い、その結果を教授会等で報告しその後の活動に反映させている。学生委員会は、国家試験等の学習支援、進路ガイダンス、平成17年度から試行した担任制について学生にアンケート調査を行い、その結果から、進学就職試験支援では、教職員による実践的な面接練習を取り入れ、担任制では、担任の構成メンバーの工夫などにつなげている(資料7-1-2-1、7-1-2-2、7-1-2-3、7-1-2-4)。教務委員会による特別講義(資料7-1-3-1)、図書館・図書委員会による図書館の利用・貸し出し状況、

満足度などにおいても学生の意見を聴取し、以後の活動に反映している（資料9-1-2-2）。

資料9-1-2-1 *学生による授業評価アンケート調査集計結果（参考資料1-6「ウェブサイト(授業評価)」
資料9-1-2-2 *2005年度図書利用に関するアンケート結果（参考資料2-1「平成17年度第14回教授会資料」）

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートや関係委員会の企画など、多角的に学生の意見聴取を行ない、学習支援活動が行なわれている。各企画については教授会を経て審議、報告され、以後の企画に生かされ、教育の質向上のためのシステムが機能している。また、授業評価の結果はウェブサイトへの掲載を含めて学生からの意見を各教員が自己評価するとともに、教員間での閲覧、意見交換ができ、学生対教員のみならず、教員間でのフィードバックができる環境を整えており、教育の状況に関する自己点検、評価に反映されていると考えられる。

観点9-1-3： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

平成11年から卒業生の就職先や実習施設を訪問し、意見を聴取する取り組みを7年間、継続して実施している（資料6-1-5-2, 6-1-5-3）。平成16年度に施設訪問について実施要領を作成し、施設訪問によって得られた卒業生の情報は施設訪問報告書にまとめられ、全教職員および各委員会に情報を提供している。また、自己点検・評価報告書に、「施設訪問活動総括」としてその概要をまとめ報告しており、その内容として、採用情報や卒業生の就業状況、早期退職者などの情報や本学に対する要望、看護基礎教育に望むこと等、貴重な意見を聴取することができた。就職先が看護基礎教育に望むこととして、「基本的なマナーについて」（社会人としてのあるべき態度・専門職業人としての態度、基本的な生活習慣）、「自己表現やコミュニケーション能力について」、「新たな技術を学ぶ姿勢や根拠に基づいた看護実践」などが挙げられている。平成17年度も15箇所の施設を訪問し、その結果について報告書をまとめ、全教職員が閲覧できるように所定の場所に保管した。また、施設訪問結果の概要をまとめ、平成18年6月教授会に報告・周知を図っている（資料6-1-5-4）。

【分析結果とその根拠理由】

本学は平成11年から卒業生の就職先や実習施設を訪問し、意見を聴取する取り組みを7年間、継続して実施している。卒業生の就職後の状況を把握し、本学の教育について、自己点検し今後の課題として捉え、検討につなげていることから、学外関係者の意見が自己点検・評価に反映されているものと考えられる。

観点9-1-4： 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

短期大学の企画・運営に関する重要事項（将来構想計画、大学の管理・運営、学則・規則の整備、予算、学校行事等）の方針、企画等については、企画運営会議がその任を担い、教授会、自己評価委員会、各関係委員会と連携し進めている（資料9-1-4-1）。特に、企画運営会議は、教育の過程の見直しについて、新カリキュラムの策定に当たっていたカリキュラム改正会議の解散後、新カリキュラムによる教育課程の成否を検討するため、カリキュラム形成評価会議を立ち上げ、完成年度までの教育評価及び科目間の連携に関する共同的検討を継続させることとした。

カリキュラム形成評価会議は、教務委員会や実習調整委員会らと連携しながら、カリキュラム形成評価会議経過報告を行い（資料9-1-4-2）、新カリキュラムの現状を評価する目的として、教員・学生に対しアンケート調査を実施し結果の集計を行なっている。また、学生授業評価、実習施設、非常勤講師等の外部評価を総合的に分析し、教育課程運用上の修正点が見出せれば検討を進める活動計画を挙げ、継続的に形成評価を行なっているところである（資料6-1-1-2）。

一方で、自己評価委員会は、FD研修の計画や学生による授業評価アンケートの実施結果をウェブサイトに掲載し、学生及び教員間で意見交換できる場を整備するなど、教員個々の立場から教育の質の向上を図れるようにサポートしている。

資料9-1-4-1 ＊川崎市立看護短期大学企画運営会議規定（参考資料1-2 川崎市立看護短期大学規程集 p75）
資料9-1-4-2 ＊カリキュラム形成評価会議経過報告（参考資料平成17年度第15回教授会資料）

【分析結果とその根拠理由】

新カリキュラムの教育課程評価については、カリキュラム形成評価会議を発足させ新カリキュラムの改正の意図に沿い、活動計画に従って単年度毎に形成評価を行なうべく各関係委員会と連携し機能している。また、自己評価委員会も、上記の活動を行なっている。

以上から教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映など、具体的かつ継続的な方策が講じられていると考える。

観点9-1-5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

各教員は「学生による授業評価アンケート」の結果を半期ごとに分析し、今後の対策をウェブサイトに掲載し授業の改善に取り組んでいる（資料9-1-5-1）。また、質の向上を図るための継続的改善については、以下のような例が挙げられる。学生による授業評価アンケートの評価結果を役立てながら、各科目（健康生活援助論Ⅱ、回復過程援助論等）で、講義にゲストスピーカーを用い授業内容を充実させる、さらに、成人看護論では闘病記を用いた授業の工夫をおこない、「闘病記を用いて患者の心の理解を目指す授業」として、公共放送で紹介された（資料3-3-1-1）。

さらに、回復過程援助論では「フィジカルアセスメント演習の評価」や、看護方法 I では、「看護方法 I における総合テストでの学生の学び」について、複数の担当教員によって共同の実践研究が行なわれている。また教材研究として「筋肉内注射による DVD-ROM 自己の開発学習教材とその評価」(資料 5-1-3-1) が行なわれ、今後授業に反映させていけるよう整備している段階である。さらに、実習科目についても、「母性看護実習における学生のチーム体制の評価」(資料 3-3-1-1) をまとめ、これらの報告は、紀要に報告されている。

その他、非常勤講師との懇談会を 2 回/年実施し、常勤教員と非常勤講師との意見交換を行い、科目間での情報交換および授業資料の閲覧を行なえるようにするなど継続的改善に向けた話し合いを行っている(資料 9-1-5-3)。

資料 9-1-5-1 * (参考資料 1-6 「ウェブサイト(授業評価)」)

資料 9-1-5-2 * (参考資料 3-1 「川崎市立看護短期大学紀要(平成 16 年度)」)

資料 9-1-5-3 * 平成 17 年度非常勤講師会 議事録(平成 17 年 10 月 27 日、平成 18 年 3 月 23 日)

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価アンケートの結果を各科目担当者が分析し、今後の対策を作成し情報交換できることで、各教員たちが教授活動における質の向上を目指せる環境がある。また、授業評価アンケートの結果から授業内容の工夫や、科目担当者らによる教育内容の実践研究や教材研究への取り組み、実習方法に関する工夫についての研究報告、さらには、非常勤講師との意見交換を通して、継続的に改善を行なっていると判断する。

観点 9-2-1 : ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点到係る状況】

平成 15 年度から、教育機関としての機能を高めるために教職員を対象とする FD が導入されている。平成 16 年度から「授業評価アンケート」の全学実施に向けて、授業評価に関する教職員合同の集合研修会を行なっている。講師として東海大学理学部・教育研究所の安岡高志教授の協力を得て、「教育改革の流れと授業評価アンケート」をテーマに本学にて研修会を開催した。東海大学の教育改革を中心に、海外の大学の例などを取り入れ、授業評価への取り組みやその結果など、具体的に話された。今後も継続して FD に関する集合研修会を望む声が多かった。

その後、平成 15 年度に本学で試行的に授業評価アンケートを実施したが、自己評価委員会として授業評価アンケート結果の活用方法について、学習する必要性が検討され、平成 16 年度 FD 集合研修会では、再度、安岡教授の協力を得て、「授業評価の活用の仕方」に関する教職員合同の研修会を実施した。

平成 17 年度 FD 集合研修会では、短期大学機関別認証評価受審に向けて、全教職員が機関別認証評価の全体像について理解出来るように、独立行政法人大学評価・学位授与機構による「短期大学機関別認証評価に関する学内説明会」を実施した。また、平成 17 年度は、新カリキュラムのスタートの年であり、教務委員会所掌の検討会として「看護実践力に関わる検討会」が発足され、看護実践力に関する教育内容の検討・調整が図られている。その検討会が中心となり、愛知県立看護大学大島弓子教授を講師として、「ザ・ロイ看護モデルによる看護過程」についての教員研修会を平成 17 年 9 月 17 日、10 月 15 日、計 2 回行っている(資料 9-2-1-1)。

学生を対象とするFDは、まず教務委員会が毎年実施している「学内合同特別講義」が挙げられる。平成17年度は、開学10周年記念行事の一環として、平成17年8月31日に、学生および教職員を対象として京都大学医学部付属病院看護部長の嶋森好子氏を講師として、「医療における安全管理」というテーマで講演会が開催された（資料9-2-1-2）。

その他として、平成15年度から学生から主体的な学習へのニーズがあり、その要望に応えるべく学生主体の学習会を継続して開催している。平成15年度は学生から解剖生理学、微生物学系の学習へのニーズがあり、学内外の講師の協力を得て夏休み等、計8日間実施した（資料9-2-1-3）。学生のアンケートでは勉強になったと概ね好評であった。平成16年度は看護実践の基礎知識となる内容について、6～7月にかけて全6回の学習会を実施した。その後のアンケートでは、1年生は約6割の学生が今後役に立つと答えているが、2年生では開催日時に不満があると答えており今後の課題となった。平成17年度は、平成16年度の学生アンケート結果を受けて、全学年から共通した希望があった形態機能学と解剖生理学を中心として、4月に1回、8月に3回、合計4回実施している。学習会出席に対する満足度については9割の学生が「満足」と回答していた。

資料9-2-1-1 *平成15～17年度FD研修会について（参考資料1-7 「自己点検・評価報告書（平成15・16年度）」p84～p86、参考資料2-1 「平成17年度第7回自己評価委員会議事録」）、平成17年度FD集合研修会について：平成17年度教務委員会活動総括（看護実践力に関わる検討会活動総括）

資料9-2-1-2 *平成17年度学内合同特別講義および評価 平成17年度教務委員会資料

資料9-2-1-3 *学習会およびアンケート（参考資料1-7 「平成15・16年度 自己点検・評価報告書」P22）、平成17年度 教務委員会学習会係活動総括

【分析結果とその根拠理由】

平成15年度～17年度にかけて3年間継続して、FD集合研修会を全教職員対象に実施してきた。教職員の出席率は高く、有意義な研修会となっており、組織的な方法で適切なFDを推進している。また、平成15年度から学生の学習ニーズに応じて実施するようになった学習会は、各学年の状況に合わせて開催時期や内容について改善を図りながら3年間継続している。その結果、平成17年度、受講した学生から高い満足度が得られ、成果がみられている。また、授業評価についても、平成15年より開始し、学生のニーズを把握している。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントについては、概ね教職員・学生のニーズを反映させ実施されていると思われる。

観点9-2-2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

【観点に係る状況】

平成15年度と平成16年度に行われた授業評価に関するFD集合研修会を通して、教員全体が授業評価における共通認識を図ることができ、現在、授業評価の分析結果をウェブサイトに掲載するまでに至っている（資料9-2-2-1）。

FDの導入により、教員は授業や教育に関して更に意識が高まり、その重要性についても認識を新たにすること

ができており、また学生の授業評価がその改善に向けて、それぞれが意識的に授業や実習指導に取り組み、効果をあげている（資料9-2-1-1）。学生の授業評価は概ね高得点を得ており、学生に対する教育効果も現れているといえる。

また、神奈川県では、神奈川県立保健福祉大学教育実践センターにおいて、毎年度現任教师教育のプログラムが開講されている。5日間程度の研修会であるが、教育経験の少ない新任教師に対して、参加を促し平成17年には2名の教員が参加し、本年度も3名の教員が参加予定である。授業研究を通して、自らの授業や教育に関する点検・評価に繋がっている。また、他校の教員との交流も得られ、意義ある研修となっている。

資料9-2-2-1 *参考資料1-6 「ウェブサイト（授業評価）」

資料9-2-2-2 *平成18年度看護教員継続研修実施概要、神奈川県立保健福祉大学実践教育センター

【分析結果とその根拠理由】

平成15年度から授業評価に関するFD集合研修会を3年継続して行なった結果、教職員への授業評価の認識が高まり、各科目担当者が全員、その科目についての分析結果と課題に対する対策について、ウェブサイトに掲載するまでに至っている。学生がそれを自由に閲覧できるだけでなく、教員間も自由に閲覧し情報を共有できるようになっており、教育の質の向上や授業の改善に結びついているといえる。また神奈川県立保健福祉大学教育実践センターの現任教师教育のプログラムへの参加は、教育経験の少ない新任教師にとって、自らの授業や教育に関する点検・評価に繋がっており、意義ある研修となっている。

観点9-2-3： 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取り組みが適切になされているか。

【観点に係る状況】

実習指導に関わる看護師（臨床実習指導者）に対して、川崎市病院局との共同により、「臨地実習指導者研修会」を年に2回実施している。方法としては、①事前に「臨床実習指導の方法」等についての講義が行われ、本学の教員も講師として参加している。②「フォローアップ研修」として具体的な教育指導場面を振り返り、グループワーク演習を行っているが、本学教員もアドバイザーとして参加している。終了時のアンケートの結果としては、実習指導者の役割が理解できた（97.6%）、問題解決方法が理解できた（75.6%）となっている（資料9-2-3-1、資料9-2-3-2）。

資料9-2-3-1 *平成17年臨床実習指導者研修フォローアップ研修日程

資料9-2-3-2 *平成17年度臨地実習指導者研修会アンケート集計結果

【分析結果とその根拠理由】

アンケート結果からも、実際の実習場面における教育支援者としての重要な役割を果たす、実習指導者としての、資質向上の研修となっていると考えられる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、平成15年度から、教育機関としての機能を高めるために教職員を対象とするFDが導入され、様々な教職員合同の集合研修会を行なっている。また、卒業生が就職している施設を訪問し、積極的に外部から得られた意見を教職員間で共有したり、学生の授業評価アンケートの意見を取れいれ、自己点検・評価に活かせる組織的なシステムを有しており、具体的な、教育実践の工夫、看護教育研究へと繋がっており、教育の質の向上や授業の改善に結びついている。

また神奈川県立保健福祉大学教育実践センターの現任教師教育のプログラムへの参加は、教育経験の少ない新任教師にとって、自らの授業や教育に関する点検・評価に繋がっており、意義ある研修となっている。

川崎市病院局との共同で、臨床実習指導者を対象に、「臨床実習指導の方法」「フォローアップ研修」等に大学の教員も講師・アドバイザーとして参加しており、教育支援者の教育の質的向上に寄与していると考えられる。

【改善を要する点】

FDへの取り組みは平成15年から本格的に開始してきている。今後は更に教員の一人ひとりの資質向上を目指して、研鑽していく必要があり、組織的にも支援する必要があり、学生、教員、外部者の意見を十分に反映できるように更に工夫していく必要がある。

また、教育経験の少ない教員や、教育支援者への研修が不十分であり、効果的なプログラムを検討していく必要がある。

(3) 基準9の自己評価の概要

本学は、平成11年から自己評価委員会を発足させ、教育の状況について点検・評価し、その結果を基に改善・向上を図るためのシステムを整えてきた。同年から卒業生の就職先や実習施設を訪問し、意見を聴取する取り組みを7年間、継続して実施しており、本学の教育について自己点検・評価し教育活動に反映させている。学生の授業評価についても、平成15年より開始し、学生のニーズを把握している。

平成15年度～17年度にかけて3年間継続して、FD集合研修会を全教職員対象に実施しており、組織的な方法で適切なFDを推進している。教職員への教育改善への認識が高まり、各科目担当者は全員、その科目についての分析結果と課題に対する対策について、ウェブサイトに掲載するまでに至っている。学生がそれを自由に閲覧できるだけでなく、教員間も自由に閲覧し情報を共有できるようになっており、教育の質の向上や授業の改善に結びついているといえる。また、各科目担当者はこれらの学生による授業評価アンケートの結果を分析し、授業内容の工夫や、実習方法に関する工夫、実践研究、教材研究へと繋げており、研究としても報告されている。

教育経験の少ない教員は、神奈川県立保健福祉大学教育実践センターの現任教師教育のプログラムに積極的に参加し、自らの授業や教育に関する点検・評価に繋げており、意義ある機会となっており、教員に対する資質を向上するための組織的対応が考慮されている。また、教育支援者である実習指導に関わる看護師（臨床実習指導者）に対しては、川崎市病院局との共同により、「臨床実習指導者研修会」を年に2回実施し、本学教員が講師・アドバイザーで参加し教育の質的向上を図るための取り組みを行なっている。

教育課程評価については、カリキュラムの改正の意図に沿い、学生、教員、外部機関の意見を得て、形式的に

評価を行なうようカリキュラム形成評価会議を発足させている。これに自己評価委員会の活動を併せ、教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映など、具体的かつ継続的な方策が講じられている。また、非常勤講師、実習指導者等の外部者と積極的に意見を交換し、継続的な改善・向上を図って行なっている。

これらの取り組みは、本学の設置目的に基づき、毎年度「年報」に掲載している。また、平成 11 年度からは「自己評価報告書」を発行し、本学の教育活動を見直し、課題を明確にするとともに、次年度の教育活動に生かしており、教育の状況について活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積している。

基準10 財務

(1) 観点ごとの自己評価

観点 10-1-1 : 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

施設の概要

敷地面積 : 12,375.82 m² (グラウンド 5,484.88 m²)

建 物 : 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)、地上3階地下1階

総床面積 9,418.48 m² (屋外便所 14.24 m²を含む)

1階 学長室、事務室、職員用印刷室、職員用更衣室×2、大会議室、小会議室、栄養調理実習室、家庭看護実習室、健康相談室、学生用談話室、標本展示室、小講義室×6、講堂、体育館

2階 母性小児実習室、合同演習室、演習室×5、大講義室×2、語学学習室、情報処理学習室、教員用談話室、個人研究室×21、助手室

3階 基礎看護実習室、成人老年実習室

地下1階 図書室 (432.96 m²・蔵書数 40,933 冊 平成18年3月31日現在)、生活療法実習室、自然科学実習室、保健室、食堂、学生用印刷室、就職進学コーナー、自治会室、課外活動室、学生用更衣室×2

所有者 : 川崎市

【分析結果とその根拠理由】

本学の設置、施設の所有及び管理運営は地方自治体が行っている。また、上記のとおり看護教育研究を行う単科の短期大学として、十分な施設設備を有している。

観点 10-1-2 : 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

歳入予算

		平成14年度	平成15年度	平成16年度
使用料	授業料	92,259,000	96,696,000	92,904,000
	電柱等使用料	6,000	6,000	6,000
手数料	証明手数料	69,000	84,000	68,000
	入学選考料	13,608,000	9,522,000	12,294,000
	入学料	14,459,000	13,874,000	13,028,000

歳入決算

		平成14年度	平成15年度	平成16年度
使用料	授業料	86,372,100	93,108,000	88,951,200
	電柱等使用料	6,588	6,588	6,588
手数料	証明手数料	68,700	47,700	48,600
	入学選考料	15,075,800	10,323,800	11,862,000
	入学料	12,811,250	13,465,500	12,859,200

財産貸付収入	職員宿舍	576,000	576,000	576,000
納付金	非常勤職員年金保険	1,551,000	1,197,000	1,173,000
	非常勤職員雇用保険	107,000	125,000	121,000
	光熱水費	249,000	244,000	215,000
雑入	奨学金返還金	5,793,000	6,754,000	8,275,000
	その他雑入	335,000	290,000	247,000
特定財源(自主財源)		129,012,000	129,368,000	128,907,000
一般財源		405,092,000	399,438,000	391,804,000
合 計		534,104,000	528,806,000	520,711,000

財産貸付収入	職員宿舍	576,000	576,000	576,000
納付金	非常勤職員年金保険	1,296,036	1,010,352	1,013,800
	非常勤職員雇用保険	98,148	103,403	103,272
	光熱水費	215,718	207,869	182,385
雑入	奨学金返還金	6,828,600	7,705,200	8,491,800
	その他雑入	110,055	92,130	85,880
特定財源(自主財源)		123,458,995	126,646,542	124,180,725
一般財源		377,578,988	363,559,227	344,089,218
合 計		501,037,983	490,205,769	468,269,943

歳出予算(期末勤怠手当、退職手当、事務局職員の社会保険料掛金を除く)

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
給与費	職員給与費	250,492,000	251,648,000	248,901,000
	共済費	43,611,000	42,648,000	42,838,000
	非常勤報酬	26,672,000	25,382,000	25,248,000
管理運営費	管理経費	27,093,000	26,209,000	26,145,000
	校舎維持費	84,265,000	83,048,000	83,841,000
	施設整備費	2,000,000	2,000,000	410,000
教育事業費	学生教育経費	27,032,000	25,599,000	27,138,000
	学外教育経費	10,639,000	10,774,000	10,711,000
	入学選考経費	7,831,000	6,348,000	6,522,000
	教員経費	5,409,000	5,319,000	5,305,000
	公開講座経費	489,000	502,000	502,000
	研究補助金	35,611,000	35,361,000	30,170,000
奨学金貸付事業	奨学金貸付	12,960,000	13,968,000	12,980,000
合 計		534,104,000	528,806,000	520,711,000

歳出決算(期末勤怠手当、退職手当、事務局職員の社会保険料掛金を除く)

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
給与費	職員給与費	246,849,450	247,789,283	233,561,042
	共済費	39,496,240	41,540,625	39,886,489
	非常勤報酬	25,281,508	24,196,145	24,137,204
管理運営費	管理経費	24,304,359	22,605,403	24,706,900
	校舎維持費	82,053,226	70,383,160	75,161,910
	施設整備費	1,939,581	1,990,800	393,750
教育事業費	学生教育経費	21,560,565	20,700,981	20,597,763
	学外教育経費	8,907,334	9,207,245	8,887,312
	入学選考経費	4,241,238	5,018,008	4,944,467
	教員経費	3,941,425	3,528,120	3,500,703
	公開講座経費	466,826	367,303	296,648
	研究補助金	30,764,231	28,910,696	21,807,755
奨学金貸付事業	奨学金貸付	11,232,000	13,968,000	10,388,000
合 計		501,037,983	490,205,769	468,269,943

【分析結果とその根拠理由】

歳出予算は人件費を除き、原則として指定された一般財源枠と特定財源の見込みの範囲で要求することとなっている。人件費以外の一般財源は、ここ数年各年毎に、5%の削減の指示を受けており、本市の財政状況から当分の間は一般財源の増額は難しいと思われる。特定財源は授業料の占める割合が大きく、学生定員を増やす予定がない状況では、大幅な増収を見込むことは難しいが、現状では学校運営は安定している。

観点 10-2-1： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点到る状況】

予算要求資料として翌年度以降3年間の事業計画の作成を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

この計画を参考に財政当局の予算編成作業が行われている。

観点 10-2-2： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点到係る状況】

観点 10-1-2 の観点到係る状況参照

【分析結果とその根拠理由】

歳出予算内で執行しており、支出の超過は無い。また、一般財源による充当も予算内で行っている。

観点 10-2-3： 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到係る状況】

予算要求書作成時に学内での要望を取りまとめ、指定された一般財源枠と特定財源の見込みの範囲で調整を行っている。要望については、ヒアリング等を行い、適切な配分に努めている。教育研究費については、従来の職位ごとの基準額により交付を行ってきたが、平成17年度に見直しを行い平成18年度からは、職位ごとの基準額による基礎的交付金とその調整を行う基礎的交付金付加金、分野別の特別研究として選考された者に交付する特別研究費交付金、研究成果の公開に係る研究公開費の4つの交付金による構成により、持続的に行える研究への費用支出と特別研究として学内に位置付けをもつ研究費への効果的な支出できるように変更している。

資料 10-2-3-1 * (教育研究費 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(研究交付金要綱)」

【分析結果とその根拠理由】

平成18年度から教員の効果的教育研究が行われるような新たな制度を導入し、一層の活性化を図る試みがなされており、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 10-3-1： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】

地方自治体の財務状況については、ホームページ、市政だより等の広報紙等により公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

公表されている情報以外にも、川崎市情報公開条例等の法令に基づき情報を公開している。

観点10-3-2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

予算決算については、川崎市市議会の審議、議決を受けているとともに、市監査事務局の行政監査及び財務調査を随時を受けている。また、日常の公金の支出にあたっては、必ず学外部署（川崎市収入役室）の審査を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

行政監査及び財務監査で指摘のあった事項は、改善状況の報告を求められており、迅速な改善に努めている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学校運営上、財政面は安定的に推移している。

【改善を要する点】

人件費は、法令等で規定されているが、それ以外の経費についても一般財源が投入されている。人件費以外の経費は、特定財源で賄えるよう収入の増加を図るとともに、更なる効率的な執行及び予算の適正配分に努めなければならない。

(3) 基準10の自己評価の概要

本市の行財政改革は、単に経費節減を行うことではなく、限られた財源や資源を最大限に活用し、効率的で効果的な行政運営を行うことである。従って本学においても財源が学校運営に効果的に配分され、有効な活用が図られなければならない。本学は現在支出超過という予算の枠組を変更することはなく安定的に推移している。財源の有効活用の主な改善として、平成17年度に研究費の支出方法を改善し、積極的な研究に対しては特別研究として対応するための意欲的な予算配分も試みている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの自己評価

観点 11-1-1-1: 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

本学の組織は、資料 11-1-1-1 に示す通り、学長の下に看護学科・事務局・図書館、学校教育法第 59 条に基づき短期大学の重要事項を審議する教授会、などを設置している。教育研究組織である看護学科には学科長を置き、事務局には事務局長、総務学生課長を配し管理運営にあて、図書館には図書館長を置き教授を配している(資料 11-1-1-1)。教授会の下には教務委員会等 8 委員会が設置され、審議事項の検討等を行っている。事務組織には事務局長を含め常勤職員(総務学生課 10 人)及び非常勤職員(7 人)併せて計 17 人が配置されている(資料 3-4-1-1)。

このほか、組織上、学長の下に、学長自ら議長・会議長・委員長となる企画・運営に関する企画運営会議、学内の個人情報の適正な取扱いを所掌する個人情報保護管理委員会、実習施設連絡会議、保健会議があり、また学長直属として自己評価委員会、カリキュラム形成評価会議が設置されている。企画運営会議、自己評価委員会、個人情報保護管理委員会、並びに教授会下部組織である入学試験委員会等の構成委員には教員、事務局職員両者が参画し、本学の目的達成に向け支援する体制を敷いている(資料 11-1-1-2、11-1-1-3、11-1-1-4)。

資料 11-1-1-1 *図書館長選考規程 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(図書館長選考規程)」 p57)

資料 11-1-1-2 *学内委員会等委員一覧表

資料 11-1-1-3 *委員会委員 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(教授会内規①)」 p81)

資料 11-1-1-4 *看護短期大学総務学生課事務分担表(平成 18 年 4 月 1 日現在)

【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための組織として、学長の下、教育研究組織の看護学科、事務組織の事務局・総務学生課、教授会、企画運営会議等を置き、取り組むべき課題をより具体的、速やかに担える機能を有する必要規模の教員・事務局職員を適切に配置しており、本学の目的達成の支援のための一元的な組織化が図られている。

観点 11-1-1-2: 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

本学の最高意思決定機関である教授会は学長が議長となり、毎月 1 回定例で、必要時には臨時開催され、各委員会・会議等からの報告を受け、重要事項について審議を行っている(資料 11-1-2-1)。学長、学科長、教授、助教授、講師及び事務局の出席によって運営され、助手の傍聴(資料 11-1-2-2)によって教員には審議・報告事項が周知されている。本学の会議体としては、観点 11-1-1 に示したものがあり、委員長・会議長を統括責任者として活動し、これら各委員会・会議等における事象・課題別の討議・集約内容が、教授会場で適宜展開されることで速やかに全体化され、情報・課題の共有化や審議・決定すべき事項が一元的に扱われ効果的な意思決定に繋が

っている(資料11-1-2-3)。同様に、企画運営会議は学長、学科長、事務局長に加えて各委員会委員長・会議長により構成されており、複数の委員会・会議にまたがるような課題・案件につき横断的、効率的な情報共有のもと、速やかに必要な審議・調整等が可能となっている。

資料11-1-2-1 ＊教授会規程 (参考資料1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(教授会規程)」p77)
 資料11-1-2-2 ＊助手の傍聴 (参考資料1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(教授会申し合わせ事項①)」p79)
 資料11-1-2-3 ＊委員会・会議等程 (参考資料1-2 「川崎市立看護短期大学規程集(3 委員会・会議)」p75
 ～p106-5)

【分析結果とその根拠理由】

最高意思決定機関である教授会は、学長、学科長、教授、助教授、講師及び事務局の出席、助手の傍聴により、すべての教員に審議・報告事項が周知されている。各委員会・会議等を介して重要事項は教授会において審議・報告され、企画運営会議は複数の委員会・会議にまたがる重要な課題・案件の効率的な情報共有、速やかな審議・調整を可能としている。以上から、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

観点11-1-3： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

学内の各種委員会・会議が中心となり、その所掌事項に沿ってそれぞれ学内・外のニーズを把握し調整、連携を行っている。学生・学生自治会のニーズに対しては担任教員、学生委員会・教務委員会、総務学生課学生担当職員が主な窓口となり、学生と教員や事務職員との日常的なコミュニケーションもニーズの把握に役立っている。教員のニーズについては、各委員会・会議等から、必要に応じ適宜、会議やアンケート調査(資料11-1-3-2)などを含めた把握がなされ、事務職員のニーズは主に事務局あるいは委員会を通じて聴取・把握されている。学外関係者のニーズは、自己評価委員会、企画運営委員会、教務委員会などが主となり就職先の施設訪問や、後援会理事会、非常勤講師との懇談会(資料9-1-5-3)、保健会議などを通じて把握される。これらニーズは分析され、内容により事務局、各委員会・会議等を経て企画運営会議や教授会の議事として提出され、学校全体の整合性を確認しつつ審議・決定がなされ、管理運営に反映されている。

資料11-1-3-1 ＊教育活動環境アンケート調査結果まとめ(参考資料2-1「平成17年度第14回」教授会資料)
 資料11-1-3-2 ＊後援会 (参考資料11-1 「平成17年度後援会理事会第1回議事録」)

【分析結果とその根拠理由】

学生、教員、事務職員、学外者等のニーズは、直接的コミュニケーション、アンケート調査、各委員会・会議等が介して意見の聴取がなされている。その分析・提案等は、適宜、各委員会から企画運営会議ないし教授会への報告・審議事項となっている。これらから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切に管理運営に反映されていると判断する。

観点 11-1-4 : 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】 該当なし

【分析結果とその根拠理由】 該当なし

観点 11-1-5 : 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

川崎市職員研修規程(資料 11-1-5-1)に基づき研修が実施されており、階層別の研修のほか、大学院や自治大学校への派遣研修、安全衛生研修や文書・財務事務などの専門実務研修など、開催通知に基づき出席者を選定し参加している。

資料 11-1-5-1 *川崎市職員研修規程 川崎市例規集

【分析結果とその根拠理由】

実務者研修など直接業務に必要な研修への参加はできており、職員の資質向上のための取り組みは行われていると判断される。

観点 11-2-1 : 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

本学の設置根拠である川崎市立看護短期大学条例をはじめ、学則、事務分掌規則、事務決裁規程のほか、本学の運営に必要な教職員の人事・サービス、各委員会・会議等の諸規程や学生教育に必要な履修規程、施設使用規程、学生福利厚生等の各種規程を整備している。諸規程の周知については、教職員全員に規程集(資料 11-2-1-1)を配布し、追録を行っているほか、ウェブサイトにも諸規程を掲載して閲覧可能としている。

資料 11-2-1-1 *規程集 (参考資料 1-2 「川崎市立看護短期大学規程集」)

【分析結果とその根拠理由】

川崎市立看護短期大学条例を初め運営上必要な諸規程は整備されていると考える。学則及び規程の制定・改正は、企画運営会議において調査審議のうえ、教授会へ提案され議決・了承を得ることとなっている。これらから、管理運営に関する方針が明確に定められ、学内の諸規程が整備されていると判断される。

観点 11-2-2： 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学の目的はウェブサイトを始め規程集、大学案内、学生ハンドブックなどに掲載され(参考資料 1-2、1-3、1-4、1-5、1-6)、計画、活動状況全般については、教授会で総括的に審議・報告され、教授会議事録として事務局に保管・管理され、閲覧可能となっている。活動状況に関するデータや情報を蓄積した各委員会等の議事録・年間活動(目標・総括)報告はファイル化され、一括管理している事務局で閲覧可能である(参考資料 2-1)。年間活動目標・総括は自己評価委員会がとりまとめ教授会で報告している(資料 11-2-2-1)。また、隔年発行の自己点検・評価報告書、毎年発行の年報および紀要は冊子として教職員全員に配布されている。目的・計画設定のための前提となる規程については、規程集が短期大学構成員に随時更新可能な形で配布されている。

資料 11-2-2-1 *平成 17 年度活動目標・活動総括 (参考資料 1-7 「平成 15・16 年度 自己点検・評価報告書」)

資料 11-2-2-2 *「平成 17 年度 活動目標・活動総括および平成 18 年度 活動目標」(訪問調査時)

【分析結果とその根拠理由】

短期大学の目的については教職員全員に規程集、学生ハンドブック、大学案内、年報等が配布され、本学ウェブサイトへのアクセスも可能となっている。計画・活動に関する情報や蓄積されたデータは、事務局での議事録の閲覧や各種学内刊行物の全員配布などにより必要な情報が入手可能となっている。

観点 11-3-1： 各短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価(現状・問題点の把握、改善点の指摘等)を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

学則の第 11 章第 48 条をうけ平成 11 年 4 月、自己評価委員会が設置され、以後 2 年間で 1 つの単位として活動し自己点検・評価報告書を発行してきている。第 1 期(平成 11 年 4 月～同 13 年 3 月)での活動を踏まえて、第 2 期(平成 13 年 4 月～同 15 年 3 月)からは、学内委員会・会議レベルでそれぞれ主体的に活動目標、評価項目を提示し、活動実態、目標到達度、次年度へ向けた課題等を整理・把握し自己点検評価する体制とし、自己評価委員会はそれらを集約・統括して本学としての自己点検評価を行い、結果は次年度当初の教授会、年報並びに自己点検・評価報告書等で公表している。第 3 期(平成 15 年 4 月～同 17 年 3 月)の活動も、概ね第 2 期と同様に実施され、現在、第 4 期(平成 17 年 4 月～同 19 年 3 月)に移行し活動中である(資料 11-2-1-1)。

資料 11-3-1-1 *参考資料 1-7 「自己点検・評価報告書(平成 13 年 12 月発行、平成 13・14 年度、平成 15・16 年度)」(平成 13 年 12 月発行、平成 13・14 年度については訪問調査時)

【分析結果とその根拠理由】

自己評価委員会の下、各委員会・会議レベルを主体とした自己点検・評価活動が行われ、各年度ごとの活動目標の提示、活動実態、目標到達度、次年度へ向けた課題等を含めた活動報告書の提出といった一連の組織的取り組みがなされている。各委員会・会議からの活動目標・報告等は自己評価委員会が集約・統括し、教授会で報告し自己点検評価報告書として公表している。以上のことから、本学における自己点検・評価活動の体制は十分機能しており適切な実施体制の整備が進んでいると判断できる。

観点 11-3-2： 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

学内全体会議(平成12年3月23日、同年12月26日、平成15年3月25日)の実施、教授会における報告とともに、「自己点検・評価報告書 一現状の報告一」(平成13年12月発行)、「自己点検・評価報告書 一現状と報告一」(平成15年12月発行)、「自己点検・評価報告書 一現状と報告一」(平成17年12月発行)を刊行して広く公表している(参考資料1-7)。冊子の送付先は、全国の大学・短期大学、川崎市・市内関連施設などである(資料11-3-2-1)。また、現在ウェブサイトでの公開を準備中であり、今回の「短期大学機関別認証評価」結果の掲載も予定している。

資料 11-3-2-1 *自己点検評価報告書送付先一覧表 (参考資料 11-4 「紀要・年報、自己評価点検報告書送付先一覧」)

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価結果は、学内では全体会議・教授会等での報告および通算3冊の自己点検・評価報告書により、学外には後者の配布により公表され、確実に公開されていると判断できる

観点 11-3-3： 自己点検・評価の結果について、外部者(当該短期大学の教職員以外の者)によって検証する体制が整備され、実施されているか。

【観点に係る状況】

自己評価委員会規程第7条では、自己評価委員会では必要に応じて委員以外の出席を求め意見を聴くことができるとしている。外部者(第三者)による自己点検・評価活動に対する検証の重要性、並びにそうした体制を構築する必要性の議論・検討を続け、今回、平成18年度に独立行政法人「大学評価・学位授与機構」による短期大学機関別認証評価を受審することを決定した。

【分析結果とその根拠理由】

今回は、平成18年度の「大学評価・学位授与機構」による第三者評価を受審することで、外部者による検証が実施されることは評価されるものと判断される。学外者による客観的な自己点検・評価に対する検証を継続的に受けるべく、設置目的を踏まえ地域と密着した適切な体制を積極的に整備していく必要がある。

観点 11-3-4： 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

各委員会・会議等での自己点検・評価活動が行われ、年度末あるいは2年ごとに活動総括を行い、次年度へ向けた課題が明示されるようになった。これを受けて次年度あるいは次期の各委員会・会議等で年度当初に活動目標が設定されている。自己評価委員会では、これらを集約してその結果を教授会等にて報告するとともに全教職員に資料を配付、平成17年度からは学内メールでの配信を利用し周知を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

各委員会・会議等では前年度の活動総括から次年度への課題を洗い出し、課題を踏まえた活動目標を年度当初に設定し、それらは自己評価委員会が集約して教授会や学内メールにより学内周知を図っている。年度終了時には活動目標の到達度が評価されその結果が自己評価委員会により統括・報告されており、目標達成のための改善へ向けたフィードバック体制は機能していると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

各委員会・会議などの活動・議事について細かく記録が残され、新年度開始時に、前年度の活動報告書を参照することで、新年度の目標と課題を適切に設定することが可能となっている。

自己点検・評価書が平成13年度以来、2年毎に計3回発行され学内・外への公表が行われているとともに、前年度の活動を総括評価し次年度へ生かしていくフィードバック体制が整備されている。

【改善を要する点】

各委員会の議事録や活動報告をデジタルデータとしてデータベース化し、個人情報保護への配慮を踏まえて一元管理できる体制へ移行するための検討が望まれる。また、本学の自己点検・評価活動を外部者によって検証する体制の整備・実施を図ることが望ましい。

(3) 基準11の自己評価の概要

管理運営のための組織及び事務組織として、学長の下、教育研究組織の学科に学科長を置き、事務組織には事務局長、総務学生課長を配置し、取り組むべき課題をより具体的、速やかに担えるように一元的な組織化が図られている。教授会は最高意思決定機関として、学長、学科長、教授、助教授、講師及び事務局により運営され、助手の傍聴により全教員に審議・報告事項が周知されている。また各委員会・会議等を介して重要事項は教授会において審議報告され、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

学生、教員、事務職員、学外者等のニーズの把握は、直接的コミュニケーション、アンケート調査、各委員会・

会議等を介して意見聴取され、その分析・提案等は企画運営会議ないし教授会の報告・審議事項としてあげられ、管理運営に反映されている。

管理運営に関する方針は、本学設置根拠である川崎市立看護短期大学条例に示され、これに則り学則、事務分掌規則、事務決裁規程のほか、教職員の人事・服務、各委員会・会議等の諸規程が整備され、ウェブサイトでの諸規程閲覧も可能となっている。

短期大学の目的については教職員全員に学生ハンドブック、大学案内、年報等が配布され、本学ウェブサイトへのアクセスも可能となっている。計画・活動に関する情報や蓄積されたデータは一部ウェブサイトでアクセスできるとともに、事務局での議事録の閲覧や各種学内刊行物の配布などにより入手可能となっている。

自己評価委員会を中心とした学内の自己点検・評価活動は、各委員会・会議等が各年度当初に前年度の課題を踏まえて活動目標を提示し、年度末には活動目標到達度、活動総括、次年度への課題などを含めた活動報告書を提出し、それを自己評価委員会が集約・総括するという一連の組織的な取り組み体制が整備されている。自己評価の結果は、教授会報告とともに自己点検・評価報告書として学内・外に公表・発信されており、本学における自己点検・評価活動の体制は十分機能し適切な実施体制が整備されている。

平成18年度「大学評価・学位授与機構」による「短期大学機関別認証評価」の受審を契機に、今後、継続的な第三者による自己点検・評価の検証を受ける体制を進めていく必要があるだろう。

評価結果のフィードバックについては、それらを自己評価委員会が集約して教授会報告や学内メール、自己点検・評価報告書などにより還元され周知が図られている。